



Nagoya City University Academic Repository

学位の種類	博士（経済学）
報告番号	甲第1584号
学位記番号	第60号
氏名	黒野 暁敬
授与年月日	平成 29年 3月 24日
学位論文の題名	中小都市における経常収支バランスの将来推計：少子高齢化・人口減少社会における都市政策の財政効果の評価を可能とする推計方法の開発
論文審査担当者	主査： 森 徹 副査： 森田 雄一，山本 陽子

中小都市における経常収支バランスの将来推計

～少子高齢化・人口減少社会における都市政策の財政効果の評価を可能とする推計方法の開発～

平成 28 年度博士論文

提出日

平成 28 年 12 月 12 日

名古屋市立大学大学院経済学研究科

経済学専攻

学籍番号 1 4 3 6 0 5

氏 名 黒野 暁敬

目 次

はじめに	3
第1章 少子高齢化の進行と地方自治体の経常的経費	5
第1節 中位投票者仮説の前提条件と中位投票者の特徴づけ	6
第2節 中位投票者仮説検証のためのモデルの構築	11
第3節 中位投票者仮説の妥当性の検証	14
第2章 少子高齢化の進行が個人市民税納付額（給与所得者分）に与える影響	16
第1節 給与所得者が納付する個人市民税額の推計手順	18
第2節 実証分析を通じた将来推計方法の有効性の検証	22
第3章 中小都市における財政バランスの将来推計	27
第1節 中小都市における市税収入および経常的経費の将来推計方法	28
第2節 中小都市における普通交付税額の将来推計方法	29
第3節 中小都市における経常収支比率の将来推計方法	30
第4章 中小都市における財政の持続可能性と自治体施策展開の方向～愛知県長久手市を事例として～	37
第1節 既婚女性の就業環境改善による税収増の推計	38
第2節 既婚女性の就業環境改善に関する施策	43
第3節 シティプロモーションによる定住促進施策	53
おわりに	62
参考文献	64
参考資料	66

はじめに

我が国の人口は戦後一貫して増加を続け、昭和 45 年の国勢調査において 1 億人の大台を突破したものの、平成 20 年の 1 億 2,800 万人をピークに減少が続いている。その中でも、人口減少と並んで注目すべきは生産年齢人口と高齢人口の推移である。これら 2 つの人口の推移を見てみると、生産年齢人口は平成 7 年の国勢調査を境に減少し続けている一方で、高齢人口は国勢調査が開始された大正 9 年以降、一度もその数を減らしていない。

生産年齢人口は、所得の獲得による個人住民税の納付や新しく住居を購入することによる固定資産税の納付など、地方自治体を歳入面で支える世代であるともいえ、居住する生産年齢人口の多寡がその自治体の財政安定性を計るバロメーターともなっている。それゆえ生産年齢人口の減少は、基礎自治体といわれる市町村財政に大きな影響を及ぼしているといえよう。

本稿では上記で示した人口減少や高齢化の進行が地方自治体（本稿においては特に人口 5 万人以上 10 万人未満の中小都市）の財政に与える影響について、その収支バランスを中心に将来推計を行い、その上で今後の地方自治体における財政の持続性を確保するために、有効な自治体施策とはどのようなものであるか検証を行っている。

本稿の各章の構成は以下のとおりである。

まず第 1 章では自治体の経常的経費の決定要因について考察する。ここでは、地方自治体における歳出決定が地域住民の公共サービスに対する需要を反映して行われるとの認識の下、その代表的なモデルである「中位投票者仮説」を採用し、中位投票者の特徴づけとして従来の「中位所得者」ではなく「中位年齢者」がより適切であるとの認識のもと、平成 22 年の国勢調査において人口 5 万人以上 10 万人未満であった 272 都市のクロスセクションデータを用いて経常的経費の決定式を導出し、その妥当性を検証している。

続く第 2 章では、地方自治体の歳入について、「国勢調査」やそれに基づく将来人口推計の結果を用いて算出した年齢階級別男女別の雇用者数に対して「賃金構造基本統計調査」から得られる年齢階級別男女別の給与所得水準を適用することで、立地条件や高齢化の度合いが異なる 4 つの中小都市を抽出し給与所得者が納付する個人市民税額の将来推計を行っている。

第 3 章では、中小都市の市税収入に占める「給与所得者が納付する個人市民税の割合」が年度間で安定していることを指摘した上で、第 2 章の結果を踏まえた市税収入の将来推計

方法を示し、併せて第 1 章で導出した経常的経費の決定式に将来推計人口から得られる将来の中位年齢等を代入することで、第 2 章で抽出した 4 都市の市税収入及び経常的経費の将来推計を行っている。さらに、住民一人当たりの基準財政需要額を人口と面積で説明する回帰式を推計し、また、地方税額と基準財政収入額との相関関係を推計することにより、基準財政需要額と基準財政収入額が算出できるため、その差によって算出される普通交付税額の将来推計を行っている。これにより求められる当該 4 都市の経常収支比率の将来推計では、現状で高齢化率が低い都市においてもおよそ 30 年後には普通交付税を含めた経常収支比率が 100%に近づくことを指摘している。

最後の第 4 章では、中小都市の財政の持続性を目的とした自治体施策のあり方について検証する。具体的には、愛知県長久手市を例に取り既婚女性の就業環境が改善し典型的な就業状況である M 字カーブが台形となった場合、どの程度市税収入の改善に効果をもたらすのか検証する。またここでは、その際に必要となる保育園の整備などに、どの程度の経費投入が可能なのかについても言及し、加えて、子を持つ正社員の女性が就業を希望しつつも離職せざるを得なかった原因と、その原因を取り除くために長久手市がこういった施策に取り組むべきか分析を行っている。

そして最後に、長久手市財政の持続性を目指し流入人口の確保と長期の定住を目的としたシティプロモーションの可能性について、「街並み」や「商業利便性」といった要素別に長久手市を特徴づける項目を挙げ、その PR 方法について提言を行っている。

第1章 少子高齢化の進行と地方自治体の経常的経費¹

我が国人口の高齢化が進行する中、地方自治体の過去10年程度の決算データによると、住民一人当たりの経常的経費は増加の一途をたどっている²。こうした地方自治体における住民一人当たり経常的経費の増加は、法律や国の各種制度設計が、住民の高齢化の進行に伴い自動的に経常的経費を増加させる仕組みになっていることが原因であると捉えることもできる。

例えば本田(1999)は、岐阜県大垣市を対象として、主要な歳出項目を人口構成の変化に影響を受ける部分と固定的な部分とに分け、前者については過去の動向から単価を求めそれに将来の老齢人口や年少人口を乗じるという方法で推計を行い、また後者については、外生的にGDP成長率(1%)を乗じ将来の歳出を推計するという方法を採用し、同市における高齢化の進行が歳出に及ぼす影響を推計している。しかし、経常的経費水準の決定に当たっては、国の法令に定められた制度的要因のみならず、地域住民の公共サービスに対する需要の規模や内容によるところも大きいと考えられる。具体的には、地方自治体が国の定めた公共サービスに対して「上乘せ」「横出し」といった追加的支出を行うことや、独自に行う医療サービス給付の実施等である。

そこで本章では、地方自治体における歳出決定は、地域住民の公共サービスに対する需要を反映して行われるとの認識に立つとともに、その代表的なモデルである「中位投票者仮説」を採用し、その実証的検証を通じて、高齢化の進行と地方自治体の経常的経費との関係を考察する。

具体的にはまず、地方自治体の首長選挙及び地方議会議員選挙の選挙権を持つ20歳以上の住民の中位年齢に当たる住民(以下「中位年齢者」という。)を中位投票者とみなして、中位投票者仮説に基づく経常的経費の決定式を構築する³。続いて、人口5万人以上10万人未満の全国272市町村のクロスセクションデータを用いて、この決定式の有効性について実証的検証を行うこととしたい⁴。なお、本章の以下の構成は、次のとおりである。

まず1節では中位投票者仮説が成立するための前提について検討し、それらの前提条件をよりよく充たす中位投票者の具体的な特徴づけとして、通常用いられる「所得」よりも「年齢」がより適切と考えられること、また、中位投票者仮説の実証的検証を行う際のサンプルとしては、人口5万人～10万人程度の中小都市が適切と考えられることを指摘する。

続いて2節では、公共サービスに対する需要が所得や公共サービスに関する単位費用負

1 本章の内容は、中川(2015)に基づいている。

2 平成17年度から平成26年度の間における都市の経常的経費決算額全国計と、同期間における全国の高齢化率の相関係数は0.92。なお、ここでいう「経常的経費」とは、人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、公債費の合計額をいう。

担額（公共財価格）のみならず、住民の公共サービスと私的財間の選好パラメータを通じて、住民の年齢にも直接依存することを前提として、中位年齢者の公共財需要関数を設定し、これをもとに経常的経費の決定式を導出する。

最後の 3 節では、人口 5 万人以上 10 万人未満の全国 272 市町村のクロスセクションデータを用いて、2 節で導出した経常的経費の決定式を推計し、導出した推計式の説明力や係数の有意性の検証を通じて、中位投票者仮説の有効性を検証する。

1 中位投票者仮説の前提条件と中位投票者の特徴づけ

この節では、地方自治体における歳出決定において、中位投票者仮説が有効なメカニズムとなっていることについて分析する。

中位投票者仮説については、土居（2000）や長峯（1998）によると、「選択対象が 1 つ（1 次元）で、すべての投票者の選好が単峰型（選択対象に大小関係がつけられ、個人にとって効用最大化点から離れるほど効用が低下するという選好）であり、どの投票者も 2 つの選択肢について自由に投票できるならば、多数決投票によって中位投票者の効用最大化点が安定的、支配的な社会的決定として選択される」と説明されている。以下では地方自治体の歳出決定において重要なプロセスとなる首長選挙に焦点を当て、中位投票者仮説が成立する各種前提が満たされているか検証することとしたい。

第 1 に、上記選挙の争点が「選択対象が 1 次元の連続した変数」で表わされているかの判断であるが、これは選挙の争点が自治体の経常的経費の規模であると考えられる場合には満たされるものと考えて差し支えないだろう。

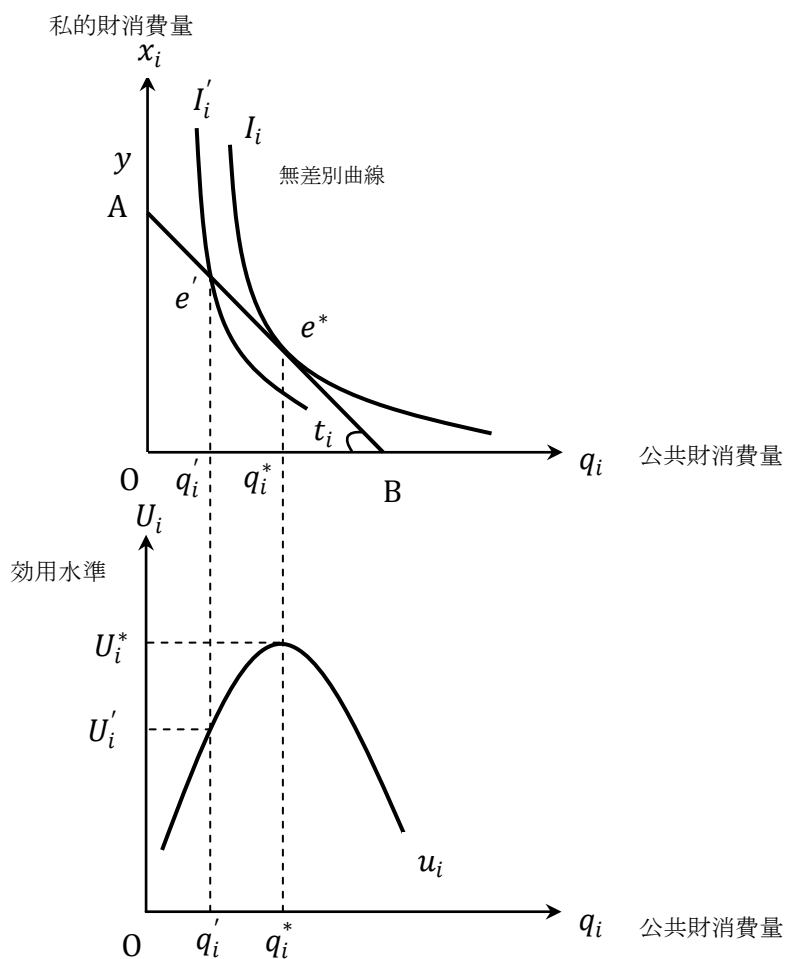
このとき、安全保障や産業政策など国全体の政策課題や中央の政局等に争点が向かいがちな都道府県や主要都市の首長選挙については、各自自治体の経常的経費の歳出規模に有権者の関心が向いているとは考えにくい。また、地方の町村規模の自治体の場合は、国や都道府県からの補助（歳入）を目的とした事業の推進が選挙の争点となるケースも散見される。その一方で、中小都市の首長選挙においては、住民の生活に直結する市の歳出規模をどの程度にするかが選挙の争点となっているケースが多いものと考えられ、本稿が研究対象としている人口 5 万人以上 10 万人未満の中小都市においては、「選択対象が 1 次元の連続した変数」でなければならないという条件を満たしていると考えられる。

第 2 に「すべての投票者の選好が単峰型」との前提であるが、これについては、図表 1-1 が示すとおり、公共支出（ないしは公共サービス）と私的消費（の合成）財に関して、通

-
- 3 各自自治体で執行される選挙の選挙権は、地方自治法第 18 条において「引き続き 3 カ月以上市町村区域内に住所を有する者」との規定があるが、本稿においては当該居住要件を加味しないものとする。また、公職選挙法の改正により平成 28 年度に実施された参議院選挙から選挙権年齢が 18 歳に引き下げられたが、本章で行う推計のベースとなる国勢調査の実施年が平成 22 年であるため、ここでは当時の選挙権年齢の 20 歳を採用している。
 - 4 人口規模は、平成 22 年国勢調査の結果による。

常右下がりであり原点に対して凸であり、かつ右上に位置するほど高い効用水準に対応する無差別曲線で表わされる選好を各有権者が抱いていると仮定することで充たされるだろう。

図表 1-1 個人（有権者）の地方公共財に対する選好



(出所) 長峯 (1998) より抜粋

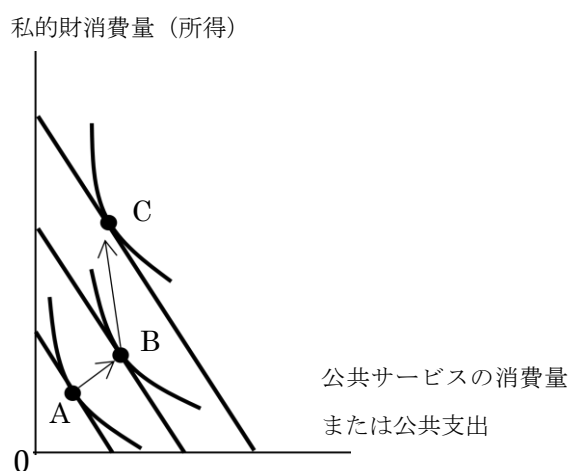
第 3 に「どの投票者も 2 つの選択肢について自由に投票できる」との前提であるが、これは市長選挙における候補者は二人に絞られることが多く、かつ選挙のたびに有権者のニーズ（歳出規模）により近い提案を行った候補者が当選することを考えると、前提を充たし

ていると判断できよう⁵。かくして、中小都市における首長選挙を通じた経常的経費の決定過程を想定すると、中位投票者仮説が前提としている諸条件が充たされていると想定でき、本章において人口 5 万人以上 10 万人未満の中小都市のデータを用いて中位投票者仮説の検証を行うことの根拠は、ここに求められる。

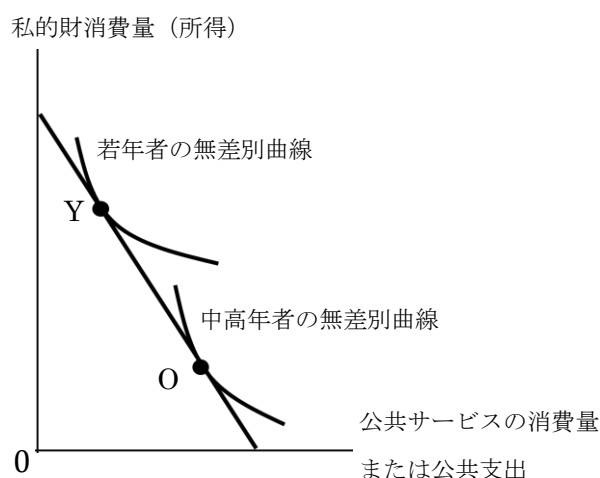
次に実証的検証を行うため、中位投票者を具体的に特徴づける必要があるが、長峯(1998)や土居(2000)といったこれまでの先行研究では、中位投票者を「中位所得者」とする研究が多かった。これは、有権者の所得が高いほど公共支出に関する効用最大化点が所得の単調増加関数となっているという想定に基づいている。

しかしながら、図表 1-2 (a) が示すとおり個人の所得が増加し、それに伴い予算制約線が右上にシフトしていく場合、A 点から B 点への移動に表わされるように、所得の増加と共に公共財の最適消費点も右上に移動すると考えられる一方で、所得水準がある程度高くなると、B 点から C 点への移動のように、公共財の最適消費点を左上に移動させてしまう可能性も考えられる。このように、公共財の効用最大化点が所得の単調増加関数であり、それに伴い中位投票者を中位所得者によって特徴づけることができるという想定は極めて実証的な問題であり、自明の理であるとは言い切れない。

図表 1-2 (a)



図表 1-2 (b)



(出所) 中川 (2015) より抜粋

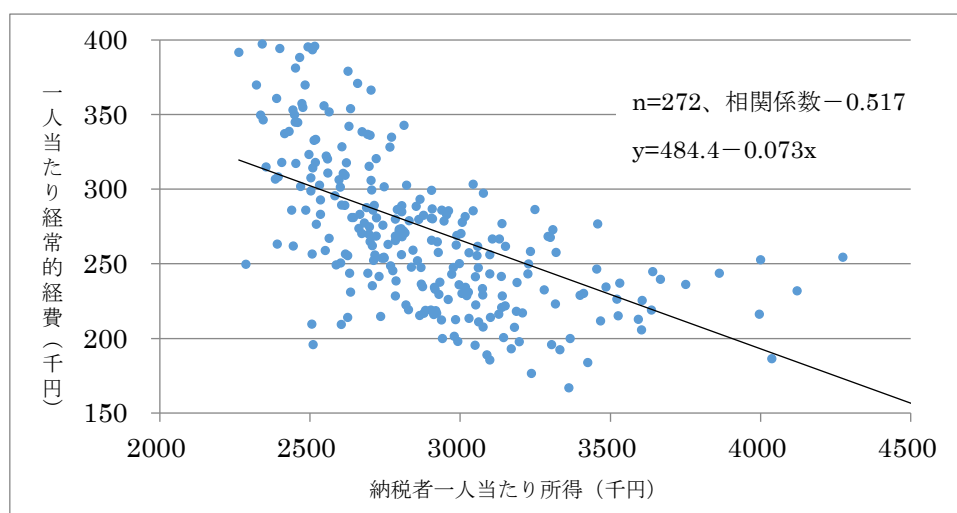
5 総務省が発表した平成 23 年 4 月執行の第 17 回地方選挙結果調によると、当該市長選挙の競争率は改選定数 88 に対し候補者数 203 の 2.3 倍。

そこで、本稿では中位投票者を「中位所得者」ではなく「中位年齢者」として特徴づけることとする。その根拠としては、公共財の効用最大化点が異なるのは、所得水準の違いのみによるものではなく、効用関数における選好パラメータの相違（無差別曲線の形状の相違）によっても生じ、この選好パラメータが有権者の年齢に（単調増加的に）依存していると想定することにより、公共財の効用最大化点は、年齢の単調増加関数になると考えられるからである。

図表 1-2 (b) は、このような年齢の違いによる選好パラメータの相違を反映したグラフであるが、公共財の効用最大化点が有権者の年齢の単調増加関数であるという想定も先験的に保証されるものではなく、実証的に検証する必要がある。

そこで、ここでは本章の後段で中位投票者仮説の妥当性の検証に用いる人口 5 万人以上 10 万人未満の中小都市の「住民一人当たり経常的経費」を当該自治体住民の公共財の効用最大化点とみなし、当該中小都市の「納税者一人当たり所得」と「20 歳以上平均年齢」のいずれが「住民一人当たり経常的経費」の単調増加関数となっているかを検証することにより、中位投票者を「中位所得者」と「中位年齢者」のいずれに設定することがより適切であるかを判断していくこととしたい。

図表 1-3 住民一人当たり経常的経費と納税者一人当たり所得の関係

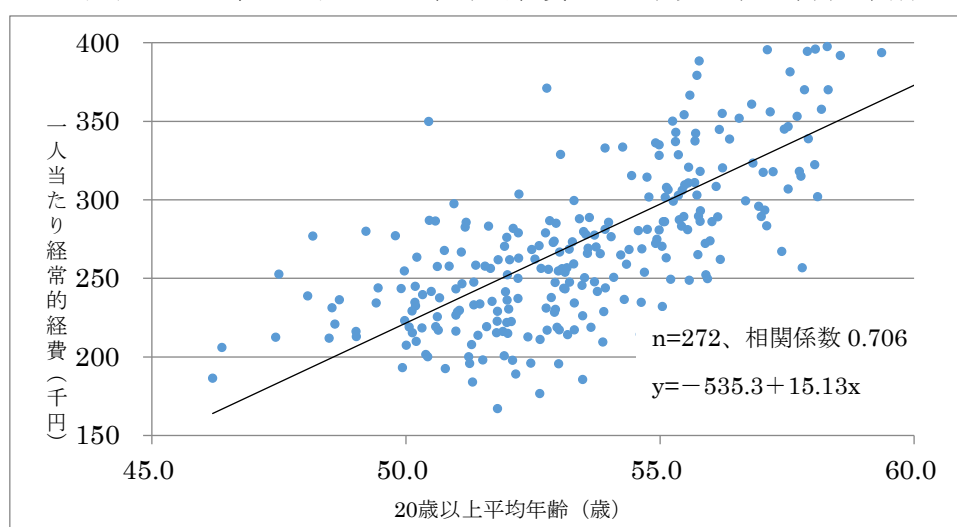


(出所) 中川 (2015) より抜粋

まず、「住民一人当たり経常的経費」と「納税者一人当たり所得」との関係性であるが、図表 1-3 は人口 5 万人以上 10 万人未満の全国 272 都市のデータをプロットした散布図である。図 1-3 を見ると、272 都市の「納税者一人当たり所得」の水準は 225 万円～425 万円余まで広がっており、これと「住民一人当たり経常的経費」の間には負の相関関係が観察された。

次に、「住民一人当たり経常的経費」と「20 歳以上平均年齢」との関係性の検証についてであるが、図表 1-4 は、人口 5 万人以上 10 万人未満の全国 272 都市のデータをプロットした散布図である。

図表 1-4 住民一人当たり経常的経費と 20 歳以上平均年齢の関係



(出所) 中川 (2015) より抜粋

図表 1-4 をみると、272 都市の「20 歳以上平均年齢」はおよそ 47.5 歳～60.0 歳の間分布しており、「住民一人当たり経常的経費」との相関を見ると正の相関を示している。また、その相関係数は 0.706 と図表 1-3 の「納税者一人当たり所得」の相関係数 -0.517 を上回っていることがわかる。以上の検証結果から、少なくとも本稿で分析の対象としている人口 5 万人以上 10 万人未満の中小都市においては、有権者の効用最大化点は所得の増加関数とみなすよりも、むしろ有権者 (20 歳以上人口) の平均年齢の増加に伴って単調増加すると想定したほうが、より妥当性が高いといえる。

そこで本稿では、中位投票者を「中位所得者」ではなく「中位年齢者」に位置する住民と位置付け、中位投票者仮説の検証を行い、高齢化と経常的経費との関係を明らかにする。

2 中位投票者仮説検証のためのモデルの構築

本節では、1節において住民一人当たりの公共財需要量（経常的支出）が住民の年齢と正の相関を持つことが実証的に検証されたことと、本章の冒頭に示したとおり地方自治体の過去10年程度の住民一人当たりの経常的経費が高齢化の進化と共に増加の一途をたどっていることから、公共サービス全般に対する需要は（選好パラメータを通じて）有権者の年齢に直接依存していると想定し、「中位投票者」を「中位年齢者」とする中位投票者モデルを構築することにより地方自治体の経常的経費の決定式を導出する。

まず個人*i*の効用関数と予算制約式を(1)式及び(2)式のとおり想定する。ここで x_i は個人*i*の私的財消費量、 q_i は公共財消費量、 a_i は年齢、 y_i は所得水準、 t_i は地方税率（公共財の単位税率）、 c は公共財の単位生産コスト、 Q は地域全体に供給される公共財の量とする。

$$(1) \quad U_i = U_i(x_i, q_i; a_i)$$

$$(2) \quad y_i = x_i + t_i c Q$$

次に個人の公共財消費量（ q_i ）と当該自治体全体に供給される公共財の量（ Q ）との関係を(3)式のように表現する。このとき、 δ は公共財の競合性パラメータであり、 $\delta=0$ のとき個人の公共財消費量は $q_i=Q$ となり、この財が完全に非競合的な性質を持つことが示され、また $\delta=1$ のとき $q_i=Q/n$ となり、完全に競合的な性質を表わす。

$$(3) \quad q_i = n^{-\delta} Q \quad \text{すなわち} \quad Q = q_i n^{\delta}$$

また、(2)式の予算制約式は(3)式を代入することにより次のように表わすことができる。

$$(4) \quad y_i = x_i + t_i c n^{\delta} q_i$$

(4)式は、 $t_i c n^{\delta}$ が有権者にとって公共財の価格（ p_i ）に相当することを示しているため、(4)式の予算制約式において $p_i = t_i c n^{\delta}$ とし、この制約の下で(1)の効用関数を最大化すること

により、一般的に次のように公共財需要関数を導出することができる。なお、ここにおいて a_i は選好パラメータを用いて公共財の需要量に影響を及ぼす変数として与えている。

$$(5) \quad q_i = q_i (y_i, p_i; a_i)$$

本稿では、公共財に対する有権者の需要に基づいて公共支出の決定に関する実証的検証を行うことを意識して、(5)式の公共財需要関数を以下のように特定化する。

$$(6) \quad q_i = b y_i^\alpha p_i^\beta a_i^\gamma$$

ここで、 α は公共財需要の所得弾力性、 β は価格弾力性、 γ は年齢に関する弾力性を表わし、 $b > 0$ とする。

次に、(6)式から経常的経費 (cQ) に関する決定式を導くために、(6)式の左辺 (q_i) に(3)式を代入し、 $p_i = t_i c n^\delta$ であることを考慮した上で両辺を $n^{-\delta}$ で除し、さらに両辺に公共財単位当たりコスト (c) を乗じることにより、次の(7)式を得る。

$$(7) \quad E = cQ = b y_i^\alpha a_i^\gamma t_i^\beta c^{(1+\beta)} n^{(1+\beta)\delta}$$

ここで、(7)式の両辺の対数をとることにより、公共支出の決定に関する次のような対数線形式を導くことができる。

$$(8) \quad \ln E = \ln b + \alpha \ln y_i + \gamma \ln a_i + \beta \ln t_i + (1 + \beta) \ln c + \delta (1 + \beta) \ln n$$

本章では、公共支出を経常的経費に限定し、その水準は中位年齢者の公共サービス需要によって決定されるという中位投票者仮説を想定しているため、(8)式における y_i 、 a_i 、 t_i は当該自治体における中位年齢者の所得 y_m 、年齢 a_m 、単位地方税率 t_m であるとみなすことができる。ただし、(8)式については、右辺に公共財の生産コスト (c) と中位年齢者の地方税率 (t_m) が説明変数として含まれており、これらの統計データを実際に収集することは困難であることから、新たに2つの説明式を想定しこれらを(8)式の c および t_m に代入することにより、 c と t_m に関するデータ収集の必要性を回避することとする。

まず、中位年齢者の地方税率 (t_m) については次のように考える。

(2)式のように表現された予算制約式から、 $t_m cQ$ は中位年齢者（世帯）の負担する当該自治体の地方税額と解釈することができるが、これは納税者 1 人当たりの平均地方税額に等しいものと想定する。すなわち、当該自治体の地方税収総額を T とし納税者数の代理指標として当該自治体の世帯数 n_h をとるとき、

$$(9) \quad t_m cQ = T / n_h$$

と想定できる。このとき、中位年齢者の地方税率は、

$$(10) \quad t_m = T / n_h cQ = 1 / n_h (cQ / T)$$

と表わされるが、本稿では、 cQ を経常的経費としているため、 cQ / T は、経常収支比率 (r) で近似できる⁶。それゆえ(9)式の想定の下では、

$$(11) \quad t_m = 1 / r n_h$$

と表すことができる。

次に、公共財の単位コスト (c) については、長峯 (1998) にならって当該自治体の公務員平均給与 (WP) と人口密度 (DN) によって説明されうると想定し、以下の式を導出している。

$$(12) \quad \ln c = \ln b' + \theta \ln WP + \chi \ln DN$$

以上より、(8)式の公共財の単位コスト (c) 及び中位年齢者の地方税率 (t_m) に(11)式、(12)式を代入し整理することにより、最終的に以下の経常的経費決定式を得る。

$$(13) \quad \ln E = \ln b + (1 + \beta) \ln b' + \alpha \ln y_m + \gamma \ln a_m + \beta \ln (1 / r n_h) \\ + (1 + \beta) \theta \ln WP + (1 + \beta) \chi \ln DN + \delta (1 + \beta) \ln n$$

6 地方公共団体の財政の硬直度を表す指標で、毎年経常的に収入される用途の制限のない一般財源が、人件費や扶助費、公債費など毎年固定的に支出される経常的歳出にどの程度充当されているかを示す比率のこと。

3 中位投票者仮説の妥当性の検証

本節では、前節で導出した経常的経費の決定式を推計し、中位年齢者を中位投票者とした場合の中位投票者仮説の妥当性を実証的に検証する。

ここで推計に使用するデータは、前出の人口 5 万人以上 10 万人未満の全国 272 市町村におけるクロスセクションデータである⁷。また、被説明変数となる各自治体の歳出データ (E) については、「性質別歳出」のうち経常的経費を構成する「人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、公債費」の合計額を使用する。

次に、各説明変数に関する係数の符号について理論的予想を述べておこう。

まず中位年齢者所得 (y_m) の対数項の係数 α については、公共財が正常財であれば正となることが予想されるが、1 節で指摘したように、中位年齢者所得が比較的高い水準にあれば、公共財は劣等財となる可能性も考えられるため、 α の符号については、先験的予想を与えることは難しいが、マイナスとなる可能性も否定できない。

次に中位年齢 (a_m) の対数項の係数 γ については、1 節において「20 歳以上平均年齢」と「住民一人当たり経常的経費」との相関を見た結果から、プラスの符号を持つものと予想される。

次に中位年齢者の地方税率 ($t_m = 1/rn_h$) の対数項の係数 β については、公共財需要の (自己) 価格弾力性を表していることから、通常は、負となるものと予想される。問題は $\beta < -1$ となる可能性があるか否かという点であるが、 $(1+\beta)$ は、公共財の競合性パラメータ (δ) との積の形で人口 (n) の対数項の係数を構成しており、 δ は 0 と 1 の間の値と考えられることから、 $\beta < -1$ であると人口の増加は経常的経費総額を減少させるという奇妙な結果をもたらすこととなる。以上のことから $-1 < \beta < 0$ と予想される。

次に公務員平均給与水準 (WP) の対数項に関する係数 $(1+\beta)\theta$ については、公共財の生産が労働集約的であり、公務員の給与水準の高さが公共財の生産コストの増加をもたらすと考えられることから、 θ は正であり、また上述のように $(1+\beta) > 0$ と予想されるため、 $(1+\beta)\theta$ は正の値をとるものと予想される。

最後に人口密度 (DN) の対数項に関する係数 $(1+\beta)\chi$ については、人口規模が同一であれば、市域が狭く人口密度の高い自治体の方が効率的に公共財の生産を行えると考えられることから、 χ は負であると予想され、また上述のように $(1+\beta) > 0$ と考えられることから、 $(1+\beta)\chi$ は負の符号を持つと考えられる。

7 各説明変数のデータは、次の調査データを使用している。

国勢調査 (平成 22 年) : 人口 (n)、人口密度 (DN)、20 歳以上中位年齢 (a_m)、世帯数 (n_h)

市町村決算状況調 (平成 22 年度) : 公務員平均給与水準 (WP)、経常収支比率 (r)

賃金構造基本統計調査 (平成 22 年) : 中位年齢者所得 (y_m)

以上の考察を踏まえて (13) 式の経常的経費の決定式の各説明変数の対数項の係数を構成するパラメータの符号や値に関する理論的予想を要約すると、次のように表わされる。

$$(14) \quad \alpha : \text{不明 (負の可能性あり)}、-1 < \beta < 0、\gamma > 0、0 \leq \delta \leq 1、\theta > 0、\chi < 0$$

以下では、人口 5 万人以上 10 万人未満の 272 市町村のデータを用いて、(13)式の経常的経費決定式を OLS により推計した結果を示す。なお、定係数推定値の下 () は t 値、定係数推定値に付された**は、当該推計値が 5%水準で有意であることを示している。

$$(15) \quad \begin{aligned} \ln E = & \overset{**}{2.974} - \overset{**}{0.181} \ln y_m + \overset{**}{0.543} \ln a_m - \overset{**}{0.363} \ln(1/rn_h) \\ & (2.464) \quad (-2.914) \quad (3.343) \quad (-4.483) \\ & \qquad \qquad \qquad \overset{**}{+0.323} \ln WP - \overset{**}{0.088} \ln DN + \overset{**}{0.652} \ln n \quad (R^2=0.779) \\ & \qquad \qquad \qquad (2.800) \quad (-8.388) \quad (7.294) \end{aligned}$$

(15)式に示された推計結果をみてみると、自由度修正済決定係数 (R^2) は 0.779 とミクロのクロスセクションデータを用いた推計としてはかなり高く、また各説明変数の係数推定値もすべて 5%以上の有意水準で有意となっている。さらに係数推定値の符号や値は、公共財の競争性パラメータ δ を除き、すべての(14)の理論的予想と合致している。

また、(15)式の推計結果から δ の推定値を計算すると $\delta = 1.02$ となり、理論的想定範囲を超えているものの、推定値は極めて 1 に近く、公共財がほぼ完全な競争性を持っていることを示している。これは、本章で検証の対象としている公共財が経常的経費の公共サービスであり、その多くが対個人サービスにより構成されていることに起因しているためと考えられる。

以上のように、(15)式の推計結果は推計の統計的精度からみても推計式のもととなった理論モデルとの整合性からみても、極めて有効性の高い結果であると考えられ、少なくとも経常的経費を対象とした中小都市における公共支出決定を考える限り、中位年齢者を中位投票者とする中位投票者仮説の妥当性は、実証的に確認されたとみなすことができるだろう。

第2章 少子高齢化の進行が個人市民税納付額（給与所得者分）に与える影響⁸

第1章では中小都市の経常的経費の決定要因について検証し、地域住民の公共サービスに対する需要が高齢化の進行に伴って増大する状況を概観した。続く第2章では地方自治体の歳入、特に地方自治体の税収の根幹をなす個人市民税収（給与所得者分）が高齢化に伴いどのような影響を受けるのか見ていくこととする。

基礎自治体といわれる市町村は、その行政区域内に居住する住民や企業等から納付される地方税のほか、国や県から交付される譲与税や支出金、地方交付税等によって福祉サービスや道路の整備、ごみの回収といった各種公共サービスを提供しているが、特に「自主財源」という観点からは、地方税の果たす役割は大きい。総務省が毎年度発表する「市町村別決算状況調」を見てみると、全国の都市部においては個人市民税が地方税収全体のおよそ40%を占めており、固定資産税と並んで都市の重要な財源となっている。そして、その課税対象者の中でも「給与所得者」からの税収が個人市民税全体のおよそ85%を占めていることから、将来の自治体運営においては「給与所得者が納付する個人市民税額」を確保することが極めて重要であることが分かる⁹。

こうした個人市民税の重要性を認識して、近年いくつかの地方自治体では、研究チームを設けるなどして、個人市民税収の将来推計に取り組んでいる¹⁰。しかしその多くは、これまでの税収実績のトレンドをもとに基準となる年度の税収実績に一定の伸び率を乗じるといった方法を用いており、少子高齢化の進行や人口減少といった人口構造の変化に十分対応した推計が行われているとは言い難い状況にある。

これに対して森田（2009）は、「国勢調査」やそれに基づく将来人口推計の結果を用いて算出した年齢階級別、男女別の雇用者数に対して、「賃金構造基本統計調査」から得られる年齢階級別、男女別の給与所得水準を適用することで、政令指定都市における給与所得者の支払う個人住民税の課税ベースの将来推計を行っている。そしてその推計結果として、少子高齢化・人口減少時代においては、どの政令指定都市においても個人市民税の課税ベースは減少していくことになるが、減少の始まる時点や減少のペースについては、現状の高齢化の進行の程度によって、都市間でかなりの差異が生じることを明らかにしている。このほかにも、呉（2007）や橋本・呉（2008）では「賃金構造基本統計調査」の年齢階級別所得データを所得分布として採用し、当時の税制を適用することにより階級別平均税額を計算、これに労働者数を乗じることによりモデル上の税収額を算出している。な

8 本章の内容は、中川(2016a)に基づいている。

9 個人市民税が地方税収全体に占める割合については、総務省「市町村別決算状況調」の平成23年度から平成25年度のデータを用い、市民税個人分の税額（全国計）を地方税額全体（全国計）で除して算出。また、給与所得者が納付する個人市民税額が個人市民税額全体に占める割合は、総務省「市町村税課税状況等の調」の平成23年度から平成25年度のデータを用い、給与所得者が納付する市民税額（全国計）を全課税対象者の市民税額（全国計）で除して算出した。

お、橋本・呉（2008）では、その上で基準年以降の所得分布を厚生労働省による長期経済予測の値を用いて推計し、また、均等割額の算出には人口問題研究所の生産年齢人口の予測値を用いて、上記モデルに適用することにより個人住民税の将来予測を行っている¹¹。

本章では、この森田（2009）の方法に依拠しながらも、それと併せて正規雇用者・非正規雇用者別に将来の雇用者の構成を推計するほか、自治体間の産業構造や地勢的条件の違いによる給与水準の差異を考慮するなど、より正確な個人市民税の課税ベースの検討を行っている。また、「家計調査」のデータを用いて給与所得者の個人市民税の租税関数を推計することにより、課税ベースにとどまらず個人市民税収自体の将来推計も行っている点においても森田（2009）とは異なっている。以上の点より、本章で紹介する推計方法は、各自治体が自身の都市について将来推計を行うにあたり、従来の推計方法と比較してより有益な結果を提供できるものと言えるだろう。

なお、本章では推計方法の正確性を検証するために人口5万人以上10万人未満の愛知県内の中小都市を抽出して推計を行っている。これは、愛知県が平成22年の国勢調査における最も平均年齢が若い都市である長久手市を含むことや、近隣都市から多くの労働者人口が集まる日本屈指の商業都市である名古屋市のほか、世界的自動車メーカーであるトヨタ自動車はじめその関連企業を抱える企業城下町を擁するなど、高齢化の程度や都市類型が非常に多様であるからである。そして、本章で紹介する推計方法が都市類型や現状の人口構成、特に高齢化の程度にかかわらず適用可能であることを確認するため、都市類型や高齢化の程度を異にする愛知県内の4都市（長久手市、知立市、愛西市、蒲郡市）を抽出し税収推計の方法を適用している。そして、当該推計方法を用いて算出した平成23

（2011）年度の各都市の給与所得者からの市民税収推計値は、どの都市においてもほぼ実績値と一致するとの結果が得られた。また、本章で示す個人市民税収の推計方法は、非正規雇用の正規化や現状で個人市民税収にほとんど寄与していないパート雇用者、特に既婚女性の短期時間雇用者がフルタイム雇用者となった場合、どの程度将来の個人市民税収を増加させることができるか等、試算することが可能である。

本章の以下の構成は次のとおりである。まず1節では、年齢階級別、男女別、雇用形態別の「給与所得者が納付する個人市民税額」の将来推計を行う方法を説明する。続く2節では、都市類型や高齢化の程度が異なる愛知県内の4都市について、1節で説明した個人市民税額の推計方法を適用し、どの都市においても平成23年度の推計値と実績値がほぼ一致することを示し、この推計方法の一般的有効性を示すとともに、高齢化が進行した際

10 具体的な財政シミュレーションを行っている例としては、鎌倉市の「鎌倉草創塾」などが挙げられる。

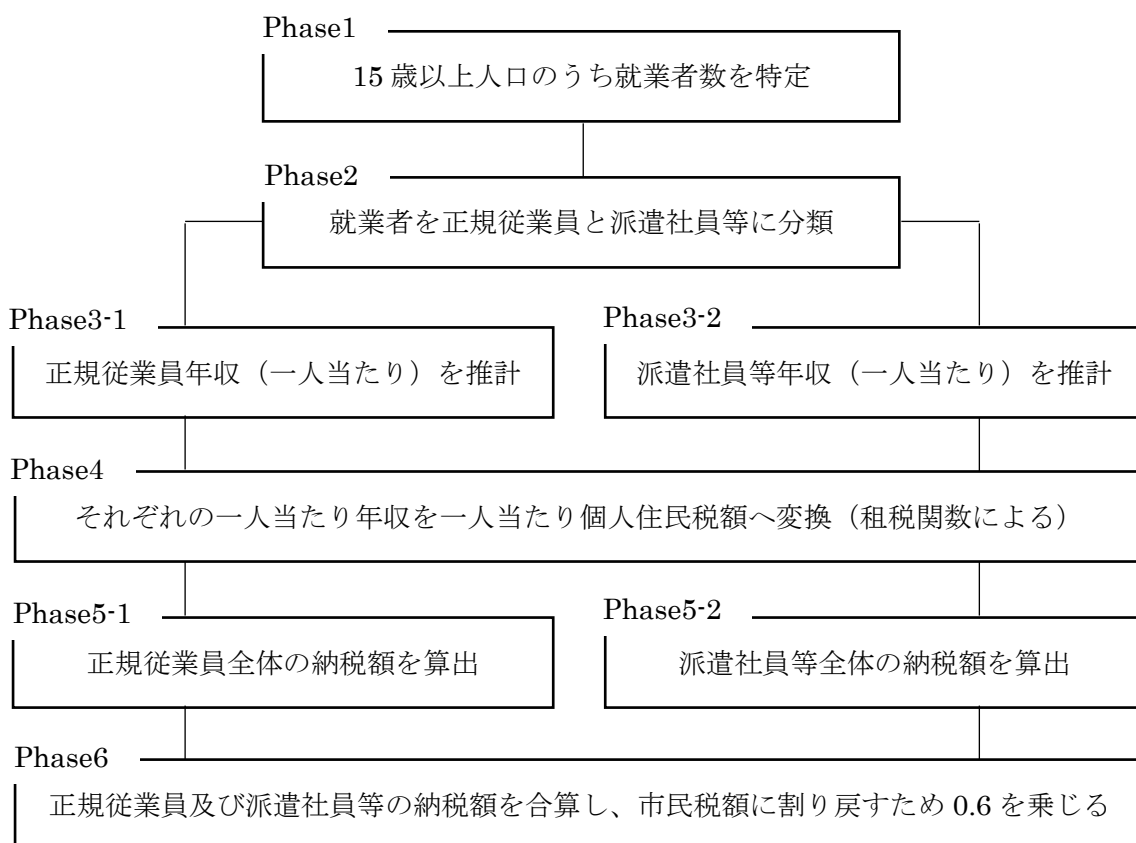
11 呉（2007）および橋本・呉（2008）の個人住民税将来推計では、算出した税額と実際の納税額決算値との間に大幅な乖離が生じているため、当該推計方法を用いる際は、長期経済予測値の選択等に十分な配慮が求められる。

の4都市の「給与所得者が納付する個人市民税額」の将来予測を示す。

1 給与所得者が納付する個人市民税額の推計手順

本節では、平成23年度から平成53年度までの5年ごとの地方自治体の個人市民税収（給与所得者納付分）を推計する方法について説明する。推計手順の概要は図表2-1のフローチャートのとおりであるが、その手順としては大きく2つの段階があり、まずPhase1～Phase3において市民税の課税対象となる給与収入の規模を求め、次いでPhase4～Phase6において先に求めた給与収入から個人市民税収（給与所得者分）を算出する。

図表 2-1 給与所得者が納付する個人市民税額推計の手順



（出所）中川（2016a）より抜粋

推計において必要となる統計類は、総務省「国勢調査（平成 22 年）」、「労働力調査（平成 22 年）」、「家計調査（平成 22 年）」、「市町村税課税状況等の調（平成 22 年度）」、厚生労働省「賃金構造基本統計調査（平成 22 年）」であり、平成 23 年度分の個人市民税収の推計にあたっては、これらの統計における実績値を用いる。また、将来年度に関する推計を行うにあたっては、上記統計データのほか社会保障・人口問題研究所「将来人口推計」に掲載の自治体別、男女別、年齢階級別の将来推計人口データを使用し、平成 23 年度分の推計の際に各種統計から得た実績値や比率を適用することで、個人市民税収の推計を行う。また、個人市民税収の推計方法を示すにあたって、平成 23 年度を起点としたのは、推計の基礎となる人口構造を示した「国勢調査」の入手可能な確定値の最新年次が平成 22 年であるからであり、新たな「国勢調査」のデータが入手可能になった時点では、ローリングモデルによりデータを更新し、将来推計の誤差の修正を行うことも可能である¹²。

次に、上記フローチャートで示された各 Phase の推計方法について詳細な説明を行う。

<Phase1>

「国勢調査（平成 22 年）」の各自治体に居住する 15 歳以上人口のうち「就業者（主に仕事）」と回答している男女別年齢階級別就労者数を抽出し、当該年齢階級別人口で除することにより、男女別年齢階級別就労割合を算出する。将来年次については、この就労割合が継続されるものと想定し、推計を行う年次の男女別年齢階級別人口に当該就労割合を乗じることにより、各推計年次の男女別年齢階級別就労者数を算出する。

<Phase2>

「労働力調査（平成 22 年）」における「雇用者」のうち男女別年齢階級別「正規の職員・従業員」数と「労働者派遣事業所の派遣社員」及び「契約社員・嘱託」（以下、「派遣・契約・嘱託」とする。）を合計した人数をそれぞれ男女別年齢階級別「就業者数」で除することにより、男女別年齢階級別の「正規の職員・従業員」割合、および「派遣・契約・嘱託」割合が算出される。将来年次については、この雇用形態の割合が継続されるものと想定し、<Phase1>で推計される男女別年齢階級別就労者数に乗じることにより、各推計年次の男女別年齢階級別「正規の職員・従業員」数および「派遣・契約・嘱託」数を算出する。なお、「労働力調査」における「パート・アルバイト」については、扶養対象者となる目的で所得を自

12 本章の推計では、他の統計類についても「国勢調査」年に合わせた年次のものを使用しているが、次回国勢調査までの間に新たなデータが得られる他の統計については、最新のデータを利用することも可能である。なお、手堅い推計を行うために、賃金上昇は勘案していない。

ら制限しているケースが多いと考えられることから、給与収入額が個人市民税の課税最低限に満たないものと想定し、個人市民税収の推計にあたっては考慮していない。

<Phase3-1>

まず、「賃金構造基本統計調査（平成 22 年）」における「民営＋公営、正社員・正職員計、企業規模計（10 人以上）」区分の「決まって支給する現金給与額」を 12 倍した金額に「年間賞与その他特別給与額」を加算することで、「正社員・正職員」の男女別年齢階級別年間給与収入額を算出する。ただし、本統計データについては雇用形態別のデータが全国規模のものしか公表されていないため、算出された男女別年齢階級別年間給与収入額（正社員・正職員）は全国ベースのデータということになる。そこで、算出した年収を全国ベースの金額から各地方自治体ベースの金額へ調整するために、当該地方自治体の「個人市民税納税義務者一人あたりの所得金額」を全国の「個人市民税納税義務者一人あたりの所得金額」平均値で除した比率（以下、「所得係数」とする。）を算出し、全国ベースの金額に乗じることで各地方自治体ベースの金額を得る¹³。なお、ここで用いる所得金額としては「市町村税課税状況等の調（平成 22 年度）」の「総所得金額等」のデータを使用している。

なお、本章における推計では、先述のように算出される各地方自治体ベースの男女別年齢階級別年間給与収入額（正社員・正職員）は、将来年次でもそのまま適用できるものと想定しているが、賃金水準等については「国勢調査」年次よりも新しい統計データを用いてアップデートしておく方法も考えられる。

<Phase3-2>

計算方法は<Phase3-1>と同様であり、使用するデータは、「賃金構造基本統計調査（平成 22 年）」における「民営＋公営、正社員・正職員以外計、企業規模計（10 人以上）」である。こちらも、男女別年齢階級別年間給与収入額（正社員・正職員以外）の全国ベース値に<Phase3-1>で算出した各地方自治体の「所得係数」を乗じることにより、各自治体ベースの男女別年齢階級別年間給与収入額（正社員・正職員以外）を導出することができる。

以上の Phase1～Phase3 までの年間給与収入額の推計方法は、基本的には森田（2009）の方法を踏襲している。しかし、正規雇用者と非正規雇用者別に推計を行う点、及び「所得係数」を用いて全国ベースの給与データを各地方自治体ベースに調整している点は、本稿に

13 各地方自治体の個人市民税納税義務者一人あたり所得金額は、「市町村税課税状況等の調（平成 22 年）」に掲載されている各市町村の「総所得金額等」を「均等割の納税義務者数」で除して算出し、個人市民税納税義務者一人あたり所得金額の全国平均値は「市町村税課税状況等の調（平成 22 年）」に掲載されている全自治体の「総所得金額等」合計額を「均等割の納税義務者数」の合計で除して算出する。

において新たに付加した改善点である。

<Phase4>

以上で算出される雇用形態別男女別年齢階級別年間給与収入額から、個人住民税額を求める方法は次のとおりである。本章ではまず「家計調査（平成22年）」の「人口5万人以上の市・二人以上の勤労者世帯」における「年間収入階級別1世帯当たり1か月間の収入と支出」の「勤め先収入（ y_i ）」と「個人住民税（県民税含む）（ t_i ）」データを収集し、次のような相関関係をOLSによって推計する¹⁴。

$$(16) \quad t_i = -12620.9 + 0.064482y_i \quad (R^2 = 0.9877) \\ (-13.665) \quad (34.727)$$

ただし、定数項と推定値の下の（ ）内の数値はt値を表しており、 R^2 は自由度修正済み決定係数である。なお、(16)式の推計にあたって年間収入200万円未満の階級と1,500万円以上の階級データは除外している。これは、前者については住民税の非課税世帯が含まれていることと、後者については勤め先収入以外の収入も多いと予想されるため、給与収入と税額の対応関係が正確に分析できないと判断されるためである。

また、「家計調査」の統計データを使用することにより、各種所得控除を反映し住民税均等割分も含めた実効税率を算出することができる。これらにより得た(16)式の推計結果については、説明力も高く、所得の係数推定値の有意性も高いことから、税額の推計に十分用いるものと考えられる（以下(16)式を「租税関数」とする。）。以上から、「各地方自治体ベースの給与所得者一人当たり個人住民税額（正社員・正職員／正社員・正職員以外）」は、上記「租税関数」の y_i に<Phase3>で算出した各地方自治体ベースの男女別年齢階級別年間給与収入額（正社員・正職員／正社員・正職員以外）を代入することで算出することができる。

<Phase5-1>

<Phase2>で導出した男女別年齢階級別「正規の職員・従業員」数に、同じく<Phase4>で導出した「各地方自治体ベースの給与所得者一人当たり個人住民税額（正社員・正職員： t_i ）」を乗じ、男性正社員・正職員の納税額と女性正社員・正職員の納税額を合計することにより、当該自治体の「給与所得者個人住民税全体納税額（正社員・正職員）」が導出される。

14 本来、給与所得額から個人住民税額を算出する租税関数を推計するためには、個人の所得額と個人住民税負担額のデータを用いることが好ましいが、1人あたりの個人住民税額と所得データを表した統計データが存在しないため、「家計調査」における世帯の勤め先収入と個人住民税額との間で租税関数を推計した。

<Phase5-2>

計算方法は<Phase5-1>と同様に、<Phase2>で導出した男女別年齢階級別「派遣・契約・嘱託」数に、同じく<Phase4>で導出した「各地方自治体ベースの給与所得者一人当たり個人住民税額（正社員・正職員以外： t_i ）」を乗じる。これにより男性派遣・契約・嘱託の納税額と女性派遣・契約・嘱託の納税額を合計することで、当該自治体の「給与所得者個人住民税全体納税額（派遣・契約・嘱託）」が導出される。

<Phase6>

「正規の職員・従業員」および「派遣・契約・嘱託」が納付する個人住民税額を合算することにより、当該地方自治体の「給与所得者が納付する個人住民税合計額（県民税含む）」が算出される。ただし、各地方自治体に納付される個人市民税は、個人住民税率 10%のうち市民税が 6%、県民税が 4%となっていることから、上記で算出された個人住民税合計額に 0.6 を乗じた額が当該自治体の「給与所得者が納付する個人市民税額」の推計値となる。なお、個人市民税は前年の 1 月から 12 月までの間の所得に対して課税されるため、推計結果の評価については翌年度の決算額で行うことが適切であろう。

2 実証分析を通じた将来推計方法の有効性の検証

本節ではまず、1 節で説明した「給与所得者が納付する個人市民税額」の推計方法が都市類型や高齢化の程度に関係なく適用可能であることを示す。そのために都市類型や高齢化の程度が多様である愛知県内の人口 5 万人以上 10 万人未満の 4 都市についてこの推計方法を適用し平成 23 年度の税収を推計することで、推計値が同年度の決算値とどの程度一致するか検証する。その上で、1 節の推計方法を平成 28 年度～平成 53 年度間における 5 年刻みの年度に適用し、高齢化が進行した際の 4 都市の「給与所得者が納付する個人市民税額」の将来予測を行う。なお、推計対象として取り上げた 4 都市は図表 2-2 の通りである。

まず第 1 として、平成 22 年の国勢調査において全地方自治体の中で平均年齢が最も若い長久手市を取り上げる。平成 22 年の国勢調査では、長久手市の就業者のおよそ 80%は第 3 次産業に従事しており、かつ名古屋市に隣接し名古屋市への就業率も 40%程度と非常に高いことから、都市類型としては「大都市郊外型」と言える。

続いて第 2 として、高齢化率は長久手市を少々上回るものの近隣に自動車関連企業が立

地している知立市を取り上げる。知立市から名古屋までは通勤圏内であるが、平成 22 年の国勢調査では就業者のおよそ 50%が第 2 次産業に従事しており、名古屋市への就業率は 8.7%と低いことから、都市類型としては「地方独立型」と言える。

次に第 3 として、愛知県内で最も高齢化が進んでいる蒲郡市を取り上げる。平成 22 年の国勢調査では就業者のおよそ 40%は第 2 次産業に、また 50%は第 3 次産業に従事しておりバランスの取れた従事状態と言える。また、知立市同様、名古屋市への就業率は 3.1%と低いことから、都市類型としては「地方独立型」と言える。

最後に愛西市を取り上げる。愛西市は蒲郡市と同様に高齢化率が高く、名古屋の通勤圏内であるものの平成 22 年の国勢調査では人口減少が始まっている。また、就業者の特徴として名古屋市近郊にも関わらず第 1 次産業の従事者が 10%を超えているが、名古屋市への就業率が 20%を超えるため、都市類型としては「大都市郊外型」と言える。

図表 2-2 将来推計対象となる愛知県内の都市区分¹⁵

	大都市郊外型	地方独立型
高齢化率（高）	愛西市 (高齢化率) 24.2% (名古屋市就業率) 21.1%	蒲郡市 (高齢化率) 24.6% (名古屋市就業率) 3.1%
高齢化率（低）	長久手市 (高齢化率) 13.2% (名古屋市就業率) 38.8%	知立市 (高齢化率) 16.6% (名古屋市就業率) 8.7%

(出所) 総務省「平成 22 年国勢調査」を基に筆者作成

以上の 4 都市について、平成 22 年の「国勢調査」、「労働力調査」、「賃金構造基本統計調査」、「市町村税課税状況等の調」、「家計調査」のデータを用いて、1 節で紹介した手順に従って平成 23 年度の「給与所得者が納付する個人市民税額」を推計した結果は、図表 2-3 の「推計値」欄に示したとおりである。なお、給与収入額を算出するための各種統計データが平成 22 年のものであるのに対し、税収の推計値が平成 23 年度になっているのは、個人市民税の算定が、前年所得に基づいているためである。また、「賃金構造基本統計調査」に記載されている全国ベースの給与水準を各自治体ベースに換算するために用いる「所得係数」は、長久手市が 1.24、知立市が 1.08、蒲郡市が 0.89、愛西市 0.90 がであった。

15 各都市の常住就業者中、名古屋市に通勤している者の割合を「名古屋市就業率」としている。また、平成 22 年国勢調査における高齢化率 20%未満を「高齢化率（低）」、20%以上を「高齢化率（高）」と定義し、同様に「名古屋市就業率」が 20%未満を「地方独立型」、20%以上を「大都市郊外型」と定義している。

図表 2-3 平成 23 年度給与所得者が納付する個人市民税額の推計値と決算値

	給与所得者が納付する個人市民税額（千円）			
	長久手市	知立市	愛西市	蒲郡市
推計値	3,067,432	3,842,017	2,596,190	3,330,289
決算値	2,979,069	3,810,991	2,452,004	3,273,329
誤差	3.0%	0.8%	5.9%	1.7%

（出所）推計結果および市町村税課税状況等の調（平成 23 年度）より筆者作成

また図表 2-3 には、上記推計にて算出した推計値のほかに決算値を示しているが、ここでいう決算値とは、平成 23 年「市町村税課税状況等の調」における「給与所得者」の「均等割額（均等割を納める者）」と「所得割額（均等割と所得割を納める者）」の合計額のことであり、「誤差」とは「推計値」と「決算値」のかい離率を表している。そこで図表 2-3 の推計値と決算値とのかい離率を見てみると、いずれの自治体においても 5%程度に収まっていることから、当該推計方法は、地方自治体の高齢化の進行の度合いや都市類型に関わらず、「給与所得者が納付する個人市民税額」の推計を行う手法としては適正なものであるといえるだろう。

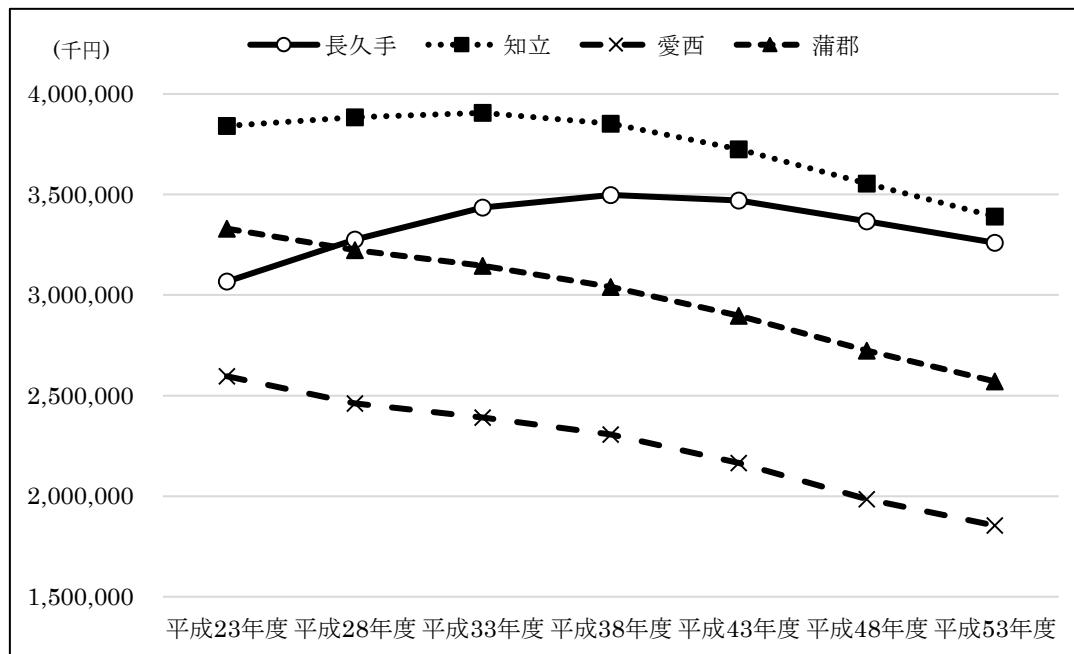
次に、当該推計方法を使用して上記 4 都市の高齢化が進行した際の「給与所得者が納付する個人市民税額」の将来推計を行う¹⁶。なお、本章で使用する統計データの将来推計値は、社会保障・人口問題研究所の「将来人口推計」における男女別年齢階級別の将来推計人口のみである。また、その他の「男女別年齢階級別就労割合」、「就業者数に占める正規の職員・従業員割合（派遣・契約・嘱託割合）」及び「税率（租税関数）」については基準年から不変とし、使用する人口データは平成 27、32、37、42、52 年の将来推計人口である。

以上のデータを用いて算出した 4 都市の高齢化が進行した際の「給与所得者が納付する個人市民税額」の将来推計値は図表 2-4 のとおりである。図表 2-4 で示された推計結果を見ると、愛西市および蒲郡市は平成 23 年度以降減少の一途をたどっており、知立市に関しても、一旦納税額は増加の兆しを見せているものの、平成 33 年度を境に減少し始める状況となっている。しかしその一方で長久手市については、平成 38 年頃まで納税額の増加が続き、その後多少の減少傾向は見られるものの、4 都市の中では唯一基準の平成 23 年度の

16 日本の賃金形態は従来から年功賃金を基本としているため、将来推計に用いる推計人口の年齢構成が基準年と異なれば、引き続き平成 22 年の「賃金構造基本統計調査」を年収計算に使用したとしても、所得分布には変化が生じることとなる。

納税額を一度も下回っていない状況が読み取れる。

図表 2-4 給与所得者が納付する個人市民税額の将来推計値の推移



(出所) 推計結果をもとに筆者作成

これは、今回の将来推計において男女別年齢階級別の将来推計人口を変数として採用していることで、人口減少および高齢化の進行が「給与所得者が納付する個人市民税額」に少なからぬ影響を及ぼした結果と判断できる¹⁷。

以上の結果は、日本の給与体系に大きく依存している結果であるといえる。日本における雇用慣行としては「終身雇用」と「年功賃金」が挙げられ、一時期「成果主義」の導入が叫ばれた時期があったものの、いまだに多くの国内企業ではこの「終身雇用」と「年功賃金」が採用されている。この「年功賃金」のシステムでは、およそ50歳代中盤を頂点に賃金が増加していき、各自治体における50歳代男性の人口が多いほど、その自治体に納付される個人市民税額（給与所得者納付分）は大きいものとなる。しかし、ひとたびボリューム層の50歳代男性が60歳で定年退職（もしくは嘱託、契約社員としての再雇用）を迎えると、一部の人材を除き、多くの雇用労働者は賃金の低下を避けることができないため、それ

17 4 都市における平成 22 年から平成 52 年にかけての高齢化率の変化は以下のとおり。

長久手市 (13.2%→26.7%)、知立市 (16.6%→29.3)、愛西市 (24.2%→35.7%)、蒲郡市 (24.6%→34.7%)

に伴って地方自治体の個人市民税額（給与所得者納付分）が減少してしまうのである。

今回、長久手市を除く 3 都市では納税額が減少したことは、高齢化に伴う賃金ベースの上昇よりも団塊ジュニア世代が定年退職を迎えることによる賃金低下や労働市場からの退出の影響が大きいものと分析できる。なお、上記 4 都市の中で長久手市のみ個人市民税収の将来予測が推計の最終年まで増加の一途を辿っているのは、長久手市が他の 3 都市と比べ都市としての発展が後発であったことから、団塊世代のボリューム人口の層が薄く、併せて直近の区画整理事業等により 30 代人口の流入が現在でも多いことがその要因であると考えられる¹⁸。

18 長久手市では、平成 28 年 11 月現在 3 つの区画整理事業を施行している。

第3章 中小都市における財政バランスの将来推計¹⁹

ここまで地方自治体の経常的経費の決定要因および給与所得者が納付する個人市民税額の将来推計方法について見てきたが、本章ではそれらを基にした地方税収や経常的経費、地方交付税（普通交付税）の将来推計を通して、自治体財政の逼迫度を示す代表的財政指標である経常収支比率の今後30年間にわたる将来推計を行う方法を構築する。なお、本章で紹介する将来推計の方法を個別の地方自治体に適用することにより、当該都市の財政的持続可能性が評価され、財政的持続可能性を確保するための行財政改革のタイムリミットを判断することが可能となる。

本章の以下の構成は次のとおりである。まず1節では、各都市の市税収入に占める「給与所得者が納付する個人市民税額」の割合（以下、「給与所得者税額割合」という。）が年度間で安定していることを指摘した上で、「給与所得者が納付する個人市民税額」の推計値を「給与所得者税額割合」で除すことにより、市税収入の将来推計を行うという方法を示す。併せて、第1章で紹介した中位年齢者を中位投票者とする「中位投票者仮説」に基づいて推計された経常的経費の決定式に将来推計人口から得られる各都市の将来の中位年齢等を代入して、当該都市の経常的経費の将来推計値を求める方法について説明する。

続いて2節では、平成22年度における中小都市のクロスセクションデータを用いて、住民一人当たりの基準財政需要額を人口と面積で説明する回帰式を推計するとともに、基準財政収入額を地方税額で説明する回帰式を推計し、これらの推計式から基準財政需要額と基準財政収入額の差によって算定される普通交付税額の推計を行う方法を示す。

最後に3節では、1節および2節で推計した経常的経費と一般財源（市税収入と普通交付税額の合計）との比率を「経常収支割合」と定義し、決算統計上の「経常収支比率」との差分を求め、「経常収支割合」の将来推計値から「経常収支比率」の将来推計値を得る方法を示す。またその上で、第2章で紹介した都市類型や高齢化の程度を異にする愛知県内の4つの中小都市を例にとり「経常収支比率」の将来推計を行う。

なお推計の結果としては、名古屋市の郊外に位置し現状では中小都市の中で最も住民の高齢化率が低く良好な財政状態を示している長久手市においても、「経常収支比率」は平成47年度には95%近くとなり、平成52（2030）年度には100%に近づくことが予想され、健全財政維持のための方策の立案・実施が不可欠となっていることが示されている。

19 本章の内容は、中川(2016b)に基づいている。

1 中小都市における市税収入および経常的経費の将来推計方法

本節では、中小都市における市税収入および経常的経費につき、平成 22 年度を基準とし 30 年後の平成 52 年度までの間の 5 年ごとの数値を推計する方法について説明する。

まず市税収入の将来推計額に関し、本稿で対象としている中小都市については第 2 章でその推計方法を示した「給与所得者が納付する個人市民税」と年度間の税込変動が小さい固定資産税が税込の多くを占めていることから、「給与所得者が納付する個人市民税推計額」を算出した後、市税収入に対する「給与所得者税額割合」を算出し、当該割合が将来にわたっても引き続き安定的に継続するという想定のもと、「給与所得者が納付する個人市民税額」の将来推計値を上記割合で割り戻すことにより、将来の「市税収入推計額」を算出する方法を採用する。なお、総務省「市町村税課税状況等の調」に掲載された税込データによると、平成 22 年度～平成 26 年度の 5 カ年について、本稿で対象としている人口 5 万人以上 10 万人未満の都市（一部町村含む）のそれぞれについて「給与所得者税額割合」を求め、5 カ年間の変動係数を計算してその全国平均を取ると、その値は 0.037 ときわめて小さな値となる。このことは中小都市においては「給与所得者税額割合」の年度間の変動は極めてわずかであり、この割合が安定していることを示唆している。このことから、「給与所得者が納付する個人市民税額」の推計値を平成 22 年度の「給与所得者税額割合」で除すことにより市税収入全体の将来推計値を求めるという本章の推計方法は、一定の妥当性を持つものと判断できる。

次に、第 1 章で算出した中小都市の経常的経費（人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、公債費の合計額）の決定式を参考に、中小都市の経常的経費の推移を推計する方法について述べる。

ここでは第 1 章にある(15)式の各説明変数に将来推計値を代入することにより経常的経費の将来推計値を算出するが、この際、将来推計人口及び将来の中位年齢は、社会保障・人口問題研究所の発表する「将来人口推計」から算出することが可能だが、 WP 及び面積については、平成 22 年度の値が今後も継続するものと想定する。また、中位年齢者の所得 (y_m) については、平成 22 年度の「賃金構造基本統計調査」のデータを用いて将来の中位年齢者に該当する者の年間給与収入額を採用する。また、地方税率 (t_m) は、経常経費を賄うために必要な税込の 1 世帯当たりの負担額と解釈できるため、(15)式では経常収支比率と世帯数の積の逆数としているものの、本章では将来の経常収支比率の推計を行うことを最終的な目標としており、経常収支比率の将来推計値を外挿することはできない

め、ここでは地方税率 (t_m) に影響を与える要因として高齢化と人口を想定し、平成 22 年における中小都市の中位年齢と人口によって、地方税率 (經常収支比率と世帯数の逆数) を推計する回帰式を設定し、これを推計することとした。なお、推計式は(17)式のとおりである。

$$(17) \quad \ln t_m = \ln(1/rn_n) = -0.671 + 0.463 \ln a_m - 1.004 \ln n \quad (R^2 = 0.780)$$

$$(-1.165) \quad (4.888) \quad (-29.497)$$

(17)式に将来の中位年齢及び人口を代入することにより将来の地方税率を推計し、その値を(15)式の t_m に代入することにより、經常的経費の将来推計値を推計することができる。

2 中小都市における普通交付税額の将来推計方法

本節では普通交付税額の将来推計方法について解説する。ここでは、普通交付税額の算定方法が基準財政需要額から基準財政収入額を差引いた額であることから、基準財政需要額および基準財政収入額の将来推計値を算出し、年度ごとにその差分を計算することで普通交付税の将来推計額を算出する²⁰。

まず、基準財政需要額の将来推計方法についてであるが、ここでは中井・齊藤・堀場・戸谷 (2010) および中井 (2007) を参考に平成 22 年の国勢調査において人口が 5 万人以上 10 万人未満であった 272 都市について、各都市の人口と面積を使用し、1 人あたり基準財政需要額を求める回帰式を OLS により推計する。推計した回帰式は以下のとおりである²¹。

$$(18) \quad \ln(\text{一人あたり基準財政需要額}) = 7.122 - 0.240 \ln(\text{人口}) + 0.143 \ln(\text{面積})$$

$$(16.539) \quad (-6.187) \quad (24.260)$$

$$(R^2 = 0.693)$$

(18)式の下に()で示したものが t 値であるが、いずれの説明変数における係数推定値も 5% の有意水準で有意となっているほか、自由度修正済決定係数も 0.693 とミクロのクロスセクションデータを用いた推計としては比較的高い数値を示している。なお将来推計を行うにあたっての前提として、各中小都市の面積は平成 22 年現在から変化しないこととし、基準財政需要額の将来推計値を算出するためには、(18)式に社会保障・人口問題研究所による

20 総務省 HP : http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouhu.html

21 中井・齊藤・堀場・戸谷 (2010) および中井 (2007) で使用する回帰式では対数変換した人口の 2 乗項を説明変数として採用しているが、本稿で研究対象としている人口 5 万人以上 10 万人未満の中小都市においては、説明変数の係数推定値が 5% の有意水準で有意とならなかったため、1 乗項のみを説明変数として採用している。

将来推計人口を代入し「一人当たり基準財政需要額」の将来推計値を求め、これに再び将来推計人口を乗じることにより基準財政需要額の将来推計値を算出する。

次に基準財政収入額の将来推計方法についてであるが、こちらも同様に平成 22 年の国勢調査において人口が 5 万人以上 10 万人未満であった 272 都市について、「市町村決算状況調（平成 22 年度）」に記載のある地方税額と基準財政収入額との相関関係を(19)式のとおり OLS によって推計する。

$$(19) \quad \text{基準財政収入額} = 0.803 \text{ 地方税額} \quad (R^2 = 0.992) \\ (253.765)$$

推計式の下に()で記載したものが t 値であるが、1%以上の有意水準で有意となっており、また、自由度修正済決定係数も 0.992 と非常に高い値であることから、基準財政収入額の将来推計を行うにあたり(19)式を使用することは有効であると判断される。なお、基準財政収入額の将来推計を行うにあたっては、本節の冒頭で紹介した方法を用いて算出した市税収入の将来推計値を(19)式に代入することにより、基準財政収入額の将来推計値を求めることができるため、以上により算出した基準財政需要額と基準財政収入額の差を計算することで、普通交付税額の将来推計値を算出することができる²²。

3 中小都市における経常収支比率の将来推計方法

本章の 1 節および 2 節に述べた方法によって推計される経常的経費と主要な一般財源(市税収入と普通交付税額の合計)との比率である「経常収支割合」は、(20)式に示すとおり一般財源のうちどれほどの割合が経常的経費として投入されたかという割合を示しており、地方自治体の財政逼迫度を示す代表的指標として公表されている「経常収支比率」と概略的にほぼ同様の内容となっている。しかし、(21)式にあるとおり「経常収支比率」における分子は、経常的経費全額が計上されているわけではなく、そのうち経常一般財源を充当して賄われた歳出のみが計上されており、また分母には市税収入や普通交付税以外にも他の経常一般財源、特に平成 13 (2001) 年度以降においては臨時財政対策債の発行額が含まれている。

$$(20) \quad \text{経常収支割合} = \frac{\text{経常的経費推計値}}{\text{市税収入推計値} + \text{普通交付税推計値}}$$

22 基準財政需要額と基準財政収入額との差額がマイナスとなる場合は、普通交付税額はゼロとする。

$$(21) \quad \text{經常収支比率} = \frac{\text{經常経費充当一般財源}}{\text{經常一般財源}}$$

このことから、本節で求められる「經常収支割合」は「經常収支比率」に比べ、30～40%程度高い値となることが予想されるものの、両者の間には強い相関関係があり、やや長期的に見れば、ほぼ平行の動きを示すことと考えられる。

そこで本節では、中小都市の「經常収支比率」の将来推計を行うにあたり、1節や2節の方法に基づいて「經常収支割合」を推計した上で、その推計値から特定年度における「經常収支比率」と「經常収支割合」の差分を差し引くことによって「經常収支比率」の将来推計値を算出する方法をとることとする。なお特定年度は、經常的経費の決定式を推計するためのデータや税収推計値算出の基礎データを収集した平成22年度とすることとする。

まず、1節および2節で解説した市税収入および普通交付税の将来推計を行うこととする。ここでは、第2章で取り上げた愛知県内の4都市（図表2-2参照）を抽出し、本章で述べた推計方法がどのようなタイプの中小都市においても適用可能であり、いずれの都市においても将来推計値が得られることを示す。

市税収入および普通交付税額について、1節および2節の推計方法に従って算出した4都市の平成22年度についての推計値と決算値との誤差は図表3-1のとおりである。なお、市税収入算出の基となる「給与所得者が納付する個人市民税額」の推計にあつては、個人市民税の算定が前年所得に基づいているため、その評価は翌年度の決算値で行っている。

図表3-1 市税収入および普通交付税額推計値（平成22年度）一覧²³

都市名	市税収入 推計値（千円）	決算値 （千円）	誤差 （%）	普通交付税 推計値（千円）	決算値 （千円）	誤差 （%）
長久手市	8,916,953	8,952,434	-0.4	218,755	0	2.4
知立市	11,400,644	11,173,197	2.0	0	46,732	-0.4
愛西市	7,375,540	7,176,804	2.8	4,346,544	4,602,453	-1.7
蒲郡市	13,537,760	13,130,842	3.1	1,135,979	1,882,929	-4.4

（出所）中川（2016b）より抜粋

23 普通交付税の誤差の計算においては、通常の誤差の計算方法では推計値が0となった場合、交付団体であると誤差が100%になってしまうため、ここでは推計値と決算値の差を標準財政規模で除したものを誤差と定義している。

なお、各都市の平成22年度標準財政規模は以下のとおり。長久手市 9,219,081千円、知立市 11,619,317千円、愛西市 14,980,767千円、蒲郡市 16,815,818千円。

また、各都市の「給与所得者税額割合」は、次のとおり。長久手市 34.4%、知立市 33.7%、愛西市 35.2%、蒲郡市 24.6%。

図表 3-1 の推計結果をみると、いずれの都市についても市税収入および普通交付税額とも 5%以内の誤差にとどまっていることから、当該推計方法は人口 5 万人以上 10 万人未満の中小都市においては、市税収入および普通交付税額の推計方法として一定の妥当性を持つものと判断できる。

以上により、1 節および 2 節の将来推計方法を用いて行った平成 22 年度から平成 52 年度間の市税収入および普通交付税収入額の将来推計結果は図表 3-2 のとおりである。

図表 3-2 市税収入および普通交付税額将来推計値一覧

	長久手市			知立市		
	税収	交付税額	合計額	税収	交付税額	合計額
H22	8,916,954	218,755	9,135,709	11,400,644	0	11,400,644
H27	9,525,362	106,457	9,631,819	11,524,785	0	11,524,785
H32	9,984,898	0	9,984,898	11,590,227	0	11,590,227
H37	10,167,978	61,411	10,229,389	11,431,280	0	11,431,280
H42	10,089,402	287,953	10,377,355	11,053,008	6,383	11,059,391
H47	9,788,886	651,863	10,440,749	10,549,938	341,249	10,891,187
H52	9,476,567	982,091	10,458,658	10,061,150	629,825	10,690,975
	愛西市			蒲郡市		
	税収	交付税額	合計額	税収	交付税額	合計額
H22	7,375,540	4,346,544	11,722,084	13,537,761	1,135,979	14,673,740
H27	6,993,785	4,474,961	11,468,746	13,101,716	1,339,280	14,440,996
H32	6,794,437	4,398,037	11,192,474	12,785,470	1,363,527	14,148,997
H37	6,555,078	4,278,620	10,833,698	12,361,346	1,410,990	13,772,336
H42	6,149,302	4,246,570	10,395,872	11,776,145	1,547,427	13,323,572
H47	5,641,483	4,276,623	9,918,106	11,073,241	1,754,536	12,827,777
H52	5,267,019	4,199,901	9,466,920	10,450,325	1,877,737	12,328,062

(出所) 中川 (2016b) より抜粋

図表 3-2 の推計結果を見てみると、まず長久手市については、高齢化率が 13.2% (平成 22 年国勢調査) と低く、名古屋市への就業率も高い大都市郊外型の街であるため、住民の

高齢化に伴って一定期間は市税収入の増加が期待される。

しかし、前述のとおり日本における給与所得者は年功賃金であるケースが大半を占め、更に年功賃金は 50 歳～55 歳を頂点としてその後減少していくため、人口のボリューム層が 55 歳を過ぎた平成 42 年ごろから市税収入の減少が起これ、それに伴って普通交付税額が増加することが見て取れる。また、税収と交付税の合計額は、平成 52 年までは安定的に上昇することとなる。

次に知立市については、長久手市と同様に高齢化率が 16.6%と低いため、平成 32 年までは順調に市税収入が増加する傾向が読み取れる。

しかしながら長久手市に比べ 30 代男性の人口と比較した 50 代男性の人口割合が多いため、長久手市と比べると早い段階で市税収入の増加は止まってしまう。ただし、人口が平成 32 年を境に減少に転じることから普通交付税の算定基準となる基準財政需要額が増加しないため、結果的に普通交付税の将来推計額も長久手市に比べ少額にとどまっていることがわかる。

続いて高齢化率が 24%を超え、愛知県内では高齢化が進んでいると言われている愛西市についてであるが、名古屋市への就業率が 21.1%と高いものの既に人口減少が始まっており、それに伴い市民税収も減少の一途を辿っている。

また普通交付税額についても、人口減少に伴い基準財政需要額は減少するものの、同様に生産年齢人口の減少から基準財政収入額も減少するため、結果的に普通交付税将来推計額は平成 22 年から大きく変化しない。

最後に蒲郡市については、愛西市同様、高齢化率は 24%を超え人口減少が始まっており、それに伴い市税収入は減少し普通交付税額は増額となっているが、蒲郡市は 4 都市の中でもっとも高齢化が進んでいることから、将来的な市税収入の減少率は愛西市の 29%に比べ 23%と抑えられており、減少のスピードが鈍化していることが見て取れる。

次に、経常的経費の将来推計結果を見ていくこととする。

1 節の推計方法に従って算出した 4 都市の平成 22 年度についての推計値と決算値との誤差は図表 3-3 のとおりである。推計結果をみると、長久手市についてのみ他の 3 都市に比べ誤差が大きくなっているものの、他の 3 都市については誤差が 2%以内にとどまっていることから、当該推計方法は人口 5 万人以上 10 万人未満の中小都市においては、経常的経費の推計方法として一定の妥当性を持つものと判断できる²⁴。

24 長久手市の推計結果について、決算額に比べ推計額が大きくなったことは、長久手市が平成 22 年の国勢調査において全国で最も平均年齢が若いため、高齢者福祉を中心とする扶助費の人口 1 人当たりの支出がた自治体と比較して少額であることが原因と考えられる。

図表 3-3 経常的経費推計値（平成 22 年度）一覧

都市名	経常的経費 推計値（千円）	決算値 （千円）	誤差 （%）
長久手市	10,571,896	9,692,383	9.1
知立市	14,227,540	14,483,375	-1.8
愛西市	14,694,571	14,690,286	0.0
蒲郡市	19,005,407	19,262,329	-1.3

（出所）推計結果および平成 22、23 年度市町村別決算状況調

以上により、1 節の将来推計方法を用いて行った平成 22 年度から平成 52 年度の間
の経常的経費の将来推計結果は図表 3-4 のとおりである。

図表 3-4 経常的経費の将来推計値一覧

	長久手市	知立市	愛西市	蒲郡市
H22	10,571,896	14,227,540	14,694,571	19,005,407
H27	11,502,254	14,088,902	15,232,411	19,242,998
H32	12,097,246	14,387,938	14,857,591	18,908,599
H37	12,698,187	14,594,578	14,387,227	18,453,030
H42	13,168,058	14,678,855	13,965,714	17,953,958
H47	13,541,122	14,670,500	13,690,449	17,574,722
H52	13,822,557	14,590,428	13,130,677	17,043,023

（出所）中川（2016b）より抜粋

各都市の将来推計値を概観すると、長久手市は社会保障・人口問題研究所の推計により推計の最終年である平成 52 年までの間、人口が増加し続けると予想されているため、中位年齢者所得(y_m)や人口密度 (DN) といった経常的経費を抑制する変数も増加するものの、それよりも人口増加による経常的経費の増加圧力が上回ることにより、結果的に平成 22 年比で 30%以上も経常的経費が増加することとなる。

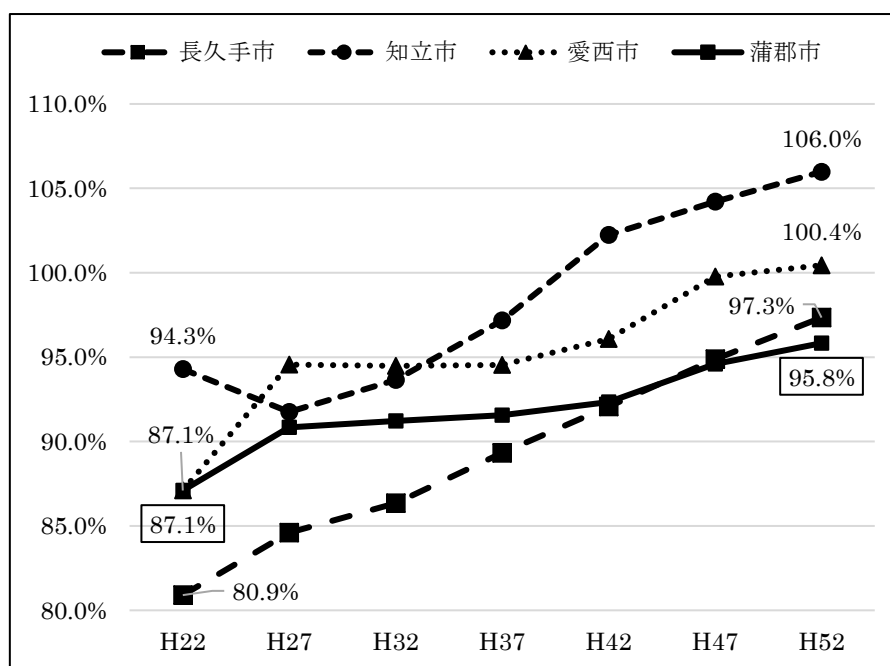
次に知立市については、平成 37 年頃まで人口が増加しその後減少していくため、経常的

経費もほぼリンクした動きを見せ、平成 42 年を頂点にその後減少していく傾向が読み取れる。また、人口の変化も当該期間において 3%程度に留まっているため、経常的経費の増減も他の都市と比較して安定的であることがわかる。

続いて愛西市についてであるが、愛西市は 4 都市の中でもっとも人口減少割合が大きい（およそ 30%減少）ため、それに伴い経常的経費も 11%近く減少することがわかる。同じく蒲郡市についても、人口減少割合は 23%と愛西市に次いで大きいため、それに伴う経常的経費の減少割合はおよそ 13%ともっとも大きな値となっている。4 都市の状況を分析すると、高齢化が進むことで扶助費を中心とする経常的経費の増加が懸念される場所であるが、高齢化が一定進んだ段階にある都市においては、人口減少による影響でむしろ経常的経費は減少傾向となることが見て取れる。

最後に、図表 3-2 および 3-4 の推計結果を用いて行った 4 都市の経常収支比率の将来推計結果は、図表 3-5 のとおりである。

図表 3-5 経常収支比率の将来推計値一覧



(出所) 中川 (2016b) より抜粋

図表 3-5 を概観すると、まずはいずれの都市においても経常収支比率は増加し、都市によっては 100%を超えるケースも確認できる一方、その上昇の傾向は一様ではなく、高齢化の状況によりいくつかのパターンがあることが見て取れる。

まず、高齢化率の最も低い長久手市については、先述のとおり当該期間の 30 年間に高齢化と人口増が進捗することから、当初 81%程度であった経常収支比率は 97%とおよそ 15 ポイントも上昇することがわかる。これは、30 年間に歳出額が 30.7 ポイントも上昇する一方で歳入額の上昇が 14.5%に留まることが原因であると考えられ、このことから今後も長久手市において安定的な財政運営を行うためには、現在の税収体系の継続のみでは不十分であり、新たな税収源の確保や歳出減を目的とした施策の実施が不可欠であるといえる。

次に知立市については、一時的に経常的経費が減少する平成 27 年に経常収支比率も一旦低下するが、それ以降は上昇を続け、最終的には平成 22 年時点で知立市よりも高齢化が進行している 2 都市（愛西市、蒲郡市）を上回る経常収支比率となってしまう。これは、当該期間の 30 年間に歳入額が -6.2 ポイント減少してしまう一方で、微増ではあるものの歳出額が 2.6 ポイント上昇してしまうことが原因である。ただし、長久手市とは異なり知立市においては歳出額の推移が比較的安定しているため、今後は歳入の増加を目的とした施策の実施が求められることとなるだろう。

次に愛西市についてであるが、平成 27 年から平成 42 年にかけて 95%程度での推移が続くものの、最終的には若干上昇し 100%を上回る経常収支比率となる。愛西市の今後 30 年間の歳入と歳出の変化を見てみると、人口減少に伴う歳出減が -4.7 ポイントであるにもかかわらず、歳入の減少幅は -15.4 ポイントと 4 都市の中でもっとも大きい数値となっている。このことから、愛西市においては如何に歳入の減少を食い止められるかが施策の最重要課題となってくるだろう。ただし、愛西市においては図表 3-2 にもあるとおり市税収入に対する普通交付税の割合が大きいため、今後の交付税制度改革によってはさらに大きな影響を受けることも懸念される。

最後に平成 22 年時点でもっとも高齢化率が高い蒲郡市についてだが、蒲郡市は 4 都市の中でもっとも経常収支比率の悪化の割合が小さく、今後 30 年間の歳入と歳出の変化の差も 2.3 ポイントと 4 都市中最も低い。これは既に人口減少の影響が始まっており、今後少しずつ人口の定常状態に近づいていくことの現われではないかと分析できる。

第4章 中小都市における財政の持続可能性と自治体施策展開の方向

～愛知県長久手市を事例として～

第3章で見たように、今後さらに進行する少子高齢化の中で、中小都市における財政状況は厳しさを増し、経常収支比率はどのようなタイプの都市でも今後20～30年のうちに100%近くに達するものと見込まれるが、こうした中小都市における財政状態の悪化の要因は、生産年齢人口の正規就業者の減少からくる個人市民税収の減少等が考えられる。この点を考慮すれば、中小都市における財政の持続可能性を確保し、安定した市民生活の基盤を引き続き継続していくためには、納税者のボリューム層である正規就業者の確保を図る自治体施策の展開が必要であるといえる。

本章では愛知県長久手市を具体的な対象として、上記のような施策展開の具体的な内容を検討する。なお、長久手市は平成22年の国勢調査において全国で最も平均年齢が若い都市であり、平成27年度決算では経常収支比率が82.5%ときわめて健全な財政状況を示しているものの、第3章で示したように本稿で行った経常的財政収支に関する将来推計によれば、同市と比べてかなり高齢化の進んでいる都市と将来的な経常収支比率はそれほど変わらない状況であると見込まれている。

このことから、現在人口構成の若い長久手市においては、就業人口の減少が今後の財政状況の悪化に極めて大きな影響を与えるであろうことが予測され、生産年齢にある正規就業者の減少に対応するための施策の立案・実施が必要不可欠と示唆されることから、長久手市における財政の持続可能性を図る施策の展開の方向を検討することで、他の多くの中小都市にとっても、有効な自治体施策の示唆を得ることとなると考えられる。

本章の以下の部分の構成は、次のとおりである。

まず、第1節では生産年齢の正規就業者の減少を抑制する有効な手段と考えられる既婚女性の就業化による財政効果を考察する。具体的には、長久手市において第2章で行った給与所得者が納付する個人市民税収に関して、現在は結婚や出産・育児等で低下している女性の就業率が、女性の就業環境の改善施策によって改善し、25～29歳の年齢層の就業率が50歳代に至るまで維持されたと想定した場合の市税収入の増収効果を推計する²⁵。このような推計は、既婚女性の就業環境改善に向けた施策の展開に当たって、投入できる財源の上限を求めることにもつながるものと考えられる。

次に第2節では、第1節で想定したような既婚女性の就業率の向上に資する自治体施策

25 ここでいう就業状態とは、国政調査項目における就業状況の回答が「主に仕事」である状態と定義する。

の具体的内容について、全国的な調査の結果や長久手市の現状に関する分析を基に考察を行う。ここでの考察の結果、短期的な施策としては保育園の保育時間の延長やファミリーサポートセンターの充実等が、長期的な施策としては男性の子育てに対する意識改革や三世代同居（近居）が既婚女性の就業率の向上に重要であると指摘している。

最後の 3 節では、長久手市における税収の多くが給与所得者の納付する個人市民税額と固定資産税によるものであることから、生産年齢人口の流入や地域内における長期の定住を目指すシティプロモーションの可能性について検証する。

1 既婚女性の就業環境改善による税収増の推計

本節では、第 3 章で解説した経常収支比率の将来推計に関して、子育て支援施策等によって女性の就業環境が改善した場合の長久手市における市税収入増加の程度について検証する。

図表 4-1 就業形態による生涯賃金格差²⁶

		大卒平均
就業を継続した場合	給与	25,377
	退職金	2,269
	合計（万円）	27,645
育児休業を取得して働き続けた場合	給与	23,503
	退職金	2,234
	合計（万円）	25,737
	喪失率	6.9%
出産退職後子供が6歳で再就職した場合	給与	16,703
	退職金	1,006
	合計（万円）	17,709
	喪失率	35.9%
出産退職後パート・アルバイトとして子供が6歳で再就職した場合	給与	4,827
	退職金	86
	合計（万円）	4,913
	喪失率	82.2%

（出所）宮本みち子（2011）

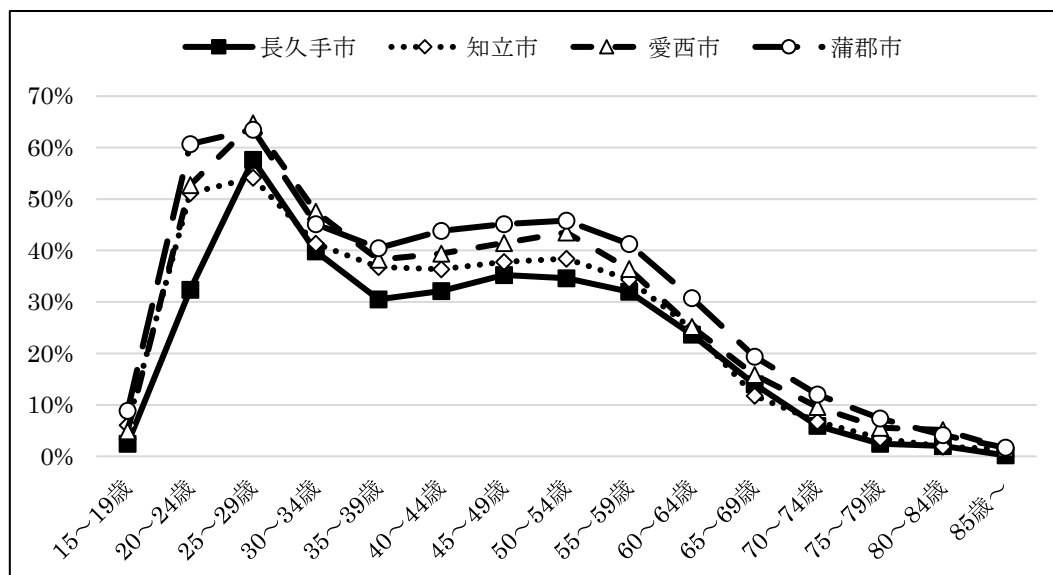
まず、既婚女性の就業形態によりどの程度生涯賃金に差が生じているか見てみると、図

²⁶ 喪失率とは、「就業を継続した場合」と比較した賃金減少率のこと。

表 4-1 のとおり「就業を継続した場合」と「出産退職後パート・アルバイトとして子供が 6 歳で再就職した場合」とで比較した場合、生涯賃金におよそ 2 億円もの差が生じていることが見て取れる。このことから、既婚女性の就業環境の改善による個人市民税の増収を目指した場合、いかに正社員として就業している女性の就業状態を維持できるかが重要であるかがわかる。

次に長久手市における女性の就業状況に関して、第 3 章で例示した愛知県内の 3 都市と比較した図表 4-2 を見てみると、いずれの都市においても日本における女性の就業状況の典型である M 字カーブの形状を示していることがわかる。また、ほとんどの年齢階級で長久手市の就業率は最も低くなっており、特に女性が出産、育児を行っている 35～59 歳までの年齢階級においては、最も就業率の高い蒲郡市と比較して 10 ポイント以上の乖離が確認できる。

図表 4-2 愛知県内 4 都市における年齢階級別就業率

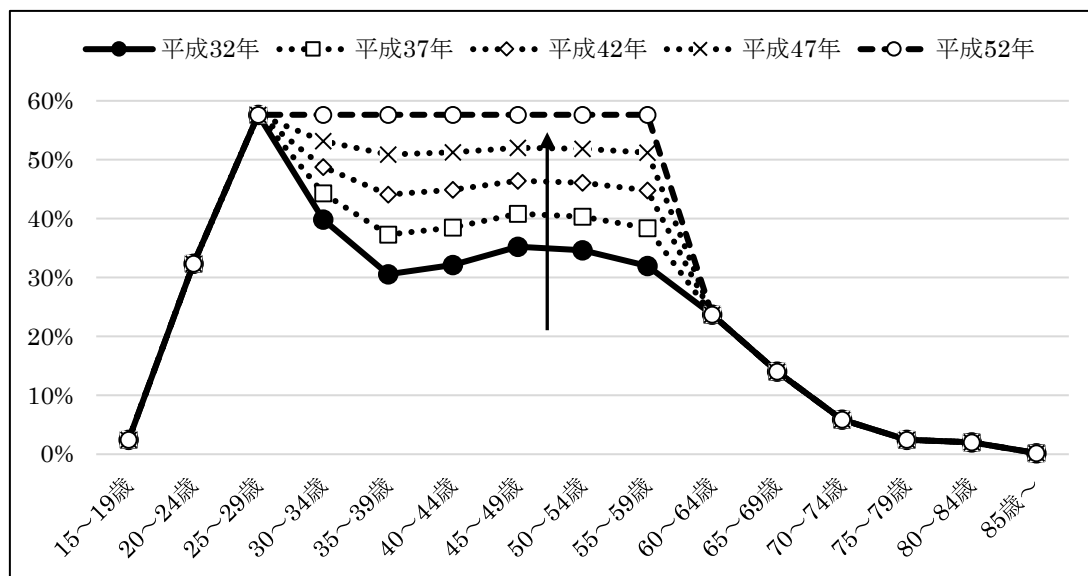


(出所) 国勢調査 (平成 22 年) より筆者作成

そこで本節では、平成 32 年までの間に長久手市が保育園を新たに整備するなどの各種施策を実施することにより、既婚女性の出産・育児等を原因とした離職を防ぐことができるという前提に立ち、平成 52 年までの 20 年間に M 字カーブが解消され (台形になり)、最も

就業率の高い25～29歳の年齢階級における女性の就業率が55～59歳まで維持されるものとする場合、どの程度市税収入に影響を及ぼすのか検証することとする。なお、就業率の改善イメージは図表4-3のとおりであり、平成32年から平成52年までの20年間にかけて平成52年の数値と平成32年の数値の差分を20等分し、その20分の1ポイントにあたる就労率が毎年改善されるものと想定する。

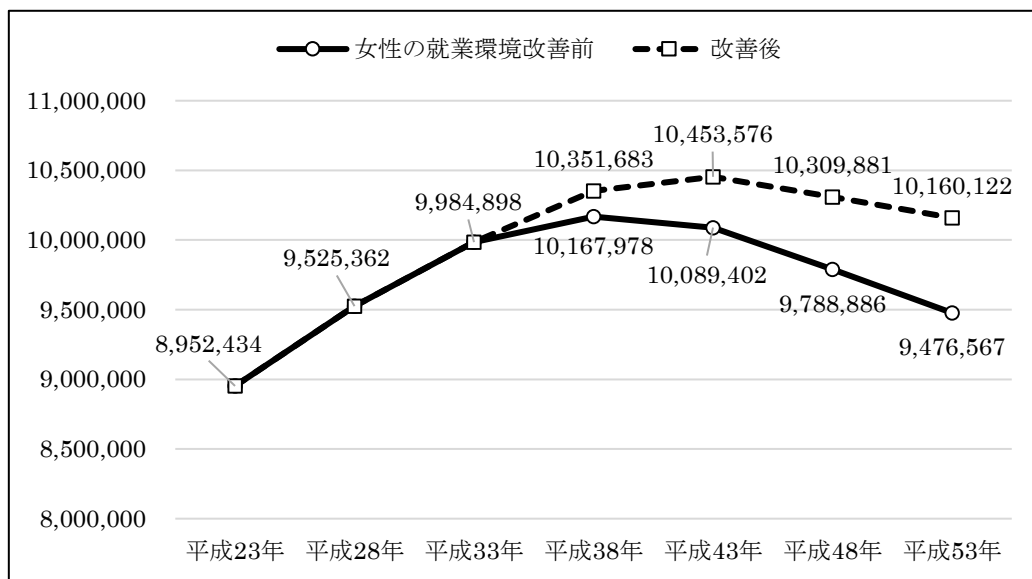
図表4-3 長久手市における平成32年から平成52年までの女性就労率改善イメージ



(出所) 中川 (2016a) より抜粋

以上の想定により新たに推計した市税収入の将来推計結果は、図表4-4のとおりである。女性の就業環境の改善によって市税収入のピークは平成38年から平成43年へと移り、かつその金額も増加していることがわかる。ここで、既婚女性の就業環境改善という目標を達成するために追加的に投下した経費が目標達成により追加的に発生する市税収入を上回らない限度額のことを「適切な投資額」と定義すると、図表4-4より、就業環境の改善により平成33年から平成53年の間に追加的に得られる市民税収はおよそ74億円であるため、女性の就業環境改善のために当該30年間に投下できる投資額は、およそ74億円が妥当なラインであると判断できる。

図表 4-4 長久手市における女性の就業環境改善に伴う市税収入改善の推移²⁷ (千円)



(出所) 推計結果より筆者作成

以上の推計結果を基に、第 3 章で行った推計方法を用いて女性の就業環境が改善した場合の普通交付税の将来推計を行った結果が図表 4-5 である。

図表 4-5 長久手市における女性の就業環境改善による税収と普通交付税の推移 (千円)

	女性の就業環境改善前			改善後			差額 (B - A)
	税収	交付税額	合計額(A)	税収	交付税額	合計額(B)	
平成 23 年	8,952,434	0	8,952,434	8,952,434	0	8,952,434	0
平成 28 年	9,525,362	106,457	9,631,819	9,525,362	106,457	9,631,819	0
平成 33 年	9,984,898	0	9,984,898	9,984,898	0	9,984,898	0
平成 38 年	10,167,978	61,411	10,229,389	10,351,683	0	10,351,683	122,294
平成 43 年	10,089,402	287,953	10,377,355	10,453,576	0	10,453,576	76,221
平成 48 年	9,788,886	651,863	10,440,749	10,309,881	233,504	10,543,385	102,636
平成 53 年	9,476,567	982,091	10,458,658	10,160,122	433,196	10,593,318	134,660

(出所) 推計結果より筆者作成

27 平成 23 年度の市税収入額は決算値を使用している。

女性の就業環境改善前と改善後の普通交付税交付額を比較すると、就業環境改善前では平成 38 年以降経常的に普通交付税が交付される推計結果となっているが、一方の就業環境改善後においては、交付のタイミングが 10 年間繰り延べされ、平成 48 年から経常的に交付される推計結果となっている。また、市税収入と普通交付税額を合計した経常収入額についても、1 億円程度の増収となっている。

では、本節の最後に図表 4-3 に示したような女性の就業環境改善を達成するため、保育園の整備を例に挙げ、どの程度の費用が必要であるか、また追加的に得られる市民税収でその費用がカバーできるのか検証することとする。図表 4-6 は、図表 4-3 の想定に従い就業環境改善前後でどの程度フルタイムで就業する女性が増加したのか示したものである（保育園を主に利用する 25～39 歳の年齢階級を黒線で囲っている）。

図表 4-6 就業環境改善で追加的に就業する女性の数と保育ニーズの推移（長久手市/人）

	H22	H27	H32	H37	H42	H47	H52
15～19 歳	0	0	0	0	0	0	0
20～24 歳	0	0	0	0	0	0	0
25～29 歳	0	0	0	0	0	0	0
30～34 歳	0	0	0	57	110	168	226
35～39 歳	0	0	0	71	142	208	282
40～44 歳	0	0	0	61	119	180	233
45～49 歳	0	0	0	55	101	148	199
50～54 歳	0	0	0	64	108	149	193
55～59 歳	0	0	0	51	132	167	204
60～64 歳	0	0	0	0	0	0	0
(25～39 歳)新規増加数(A)	0	0	0	128	195	266	340
(保育ニーズ)新規増加数(B)	0	0	0	128	124	180	242

(出所) 推計結果より筆者作成

なお、図表 4-6 には同コーホートによる人数の重複を排除し、各年において新規に就業する 25～39 歳女性の数(A)を示しているが、新たに就業した女性が各 1 人の子供を保育園

に預けるケースを想定すると、各年における追加的な保育ニーズは、(B)のとおりとなる²⁸。ここで、各年における追加的な保育ニーズを満たすための保育園の経常経費と保育料を計算すると、経常経費は平成 32～52 年の累計でおよそ 52 億円であり、一方の保育料は 19 億円程度となるため、純粋に長久手市が負担する費用としては 20 年間で 33 億円ということになり、およそ建設費用を含めても女性の就業環境が改善されたことによる追加的な市税収入により十分カバーできることから、保育園整備は有効な施策であるといえる²⁹。

ここまで、女性の就業環境改善により財政の持続可能性に一定の効果を得た長久手市のケースを見てきたが、その効果は長久手市に限ったものではなく、女性の就業環境改善策は程度の差こそあれ、自治体財政の持続可能性に大きな貢献をもたらすことが期待できるといえよう。また、本稿執筆時点で政府により検討されている配偶者控除の見直し等により、一層女性の社会進出が進み、図表 4-3 で示した想定よりも速いペースで女性の就業率が高まるとするならば、更なる市税収入増の可能性も期待できるのではないだろうか³⁰。

2 既婚女性の就業環境改善に関する施策

本節では、1 節で言及した長久手市における既婚女性の就業環境改善について、同市在住の女性の就業状況を分析することにより、より最適な施策内容について検証することとする。まず長久手市における女性の就業率に関して、全国平均および愛知県平均と比較したものが図表 4-7 である。

図表 4-7 長久手市における女性の就業率

	15 歳以上	生産年齢
長久手市	49.9%	57.1%
全国平均	44.7%	57.5%
愛知県平均	47.9%	59.0%

(出所) 平成 22 年国勢調査より筆者作成

図表 4-7 を見てみると、平成 22 年の国勢調査で長久手市に居住する 15 歳以上の女性のうち 49.9% は就業しており、同調査による全国平均 (44.7%) や愛知県平均 (47.9%) の就業率と比較して若干高い数値であるように見える。しかしその一方、生産年齢 (15 歳～64 歳) で比較してみると長久手市が 57.1% であるのに比べ全国平均は 57.5%、愛知県

28 (A)については、例えば H37 で新たに就業した 30～35 歳の女性に関し、H42 の 35～39 歳の人数からは除き、新たにその年度に就業した女性のみをカウントしている。また、40 歳で保育ニーズがなくなることとし、その分の定員は同年の新たな保育ニーズに充当されることと想定している。

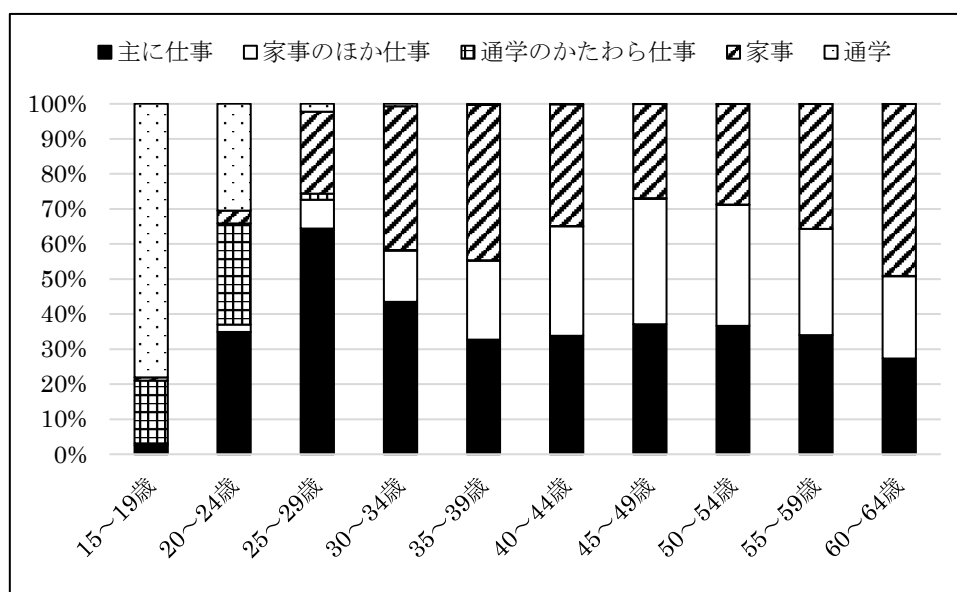
29 年間の 1 人当たり保育料を 25 万円、120 人定員の保育園の年間経常費用を 1 億円として計算。

30 女性の就業環境改善に伴い、夫の配偶者控除が減額されることによる市民税収増額は 20 年間におよそ 2 億 9 千万円程度と推計されるが、本稿執筆時点で政府による女性の社会進出推進を目的とした

平均は 59.0% となっており、長久手市は 15 歳以上年齢で比較した場合と正反対の、平均値を若干下回る数値となっている。これは「15 歳以上」の女性就業率を計算する場合、15 歳以上人口に占める生産年齢人口の比率が高いほど就業率が高くなってしまふことが原因であるため、女性の就業環境に関する議論を行う際は生産年齢における女性の就業率を採用するほうが適しているといえる。

次に長久手市における女性の年代別労働力状況を見ていくこととする。

図表 4-8 長久手市における生産年齢人口（女性）の労働力状況³¹



(出所) 平成 22 年国勢調査より筆者作成

図表 4-8 を見ると、図表 4-2 にもあるとおり「主に仕事」との回答は 25～29 歳の年齢階級を頂点としてその後徐々に低下していき、35～64 歳の年齢階級において 30～40% 程度で推移している。また、第 2 子が小中学校へ進学する 40～49 歳の年齢階級では「家事のほか仕事」の割合が上昇していく状況が見取れ、加えて 35～44 歳の年齢階級においては、もっとも構成割合が大きいものが「家事」となっている。経年変化を踏まえていないものの、以上の点から長久手市の女性の労働力状況の変化を概観すると、①結婚後専業主婦として就業しないケース、②出産を機に一旦離職し専業主婦となったのち、子供の

同制度の見直しが検討されているため、将来推計には含めていない。

31 グラフの割合は、労働力状況について「主に仕事」、「家事のほか仕事」、「通学のかたわら仕事」、「家事」、「通学」と回答した人数を合計し、各項目の人数を合計数で除した数値を示している。

進学状況に合わせてパート等の就業形態に移行するケース、③結婚後も保育園等を活用しそのままフルタイムで働き続けるケースの3つに大きく分かれ、「家事」から「主に仕事」、「家事のほか仕事」から「主に仕事」へ移行するケースは少ないものと判断できる。最後に、長久手市における女性の就業地域について見ていくこととする。

図表 4-9 長久手市における女性の就業地域³²

	人数 (人)	割合 (%)
15 歳以上人口 (労働力状態) (a)	21,419	—
うち就業者(b)	10,688	(b/a)49.9
うち長久手市外で就業 (c)	5,970	(c/b)55.9
うち名古屋市で就業 (d)	3,746	(d/c) 62.7
内訳 (名東区)	内訳 (1,148)	内訳 (19.2)
(中区)	(813)	(13.6)
(千種区)	(452)	(7.6)
(中村区)	(281)	(4.7)
(東区)	(192)	(3.2)
(その他)	(860)	(14.4)
うち日進市で就業 (c)	695	(c/a) 11.6
うち尾張旭市で就業 (d)	302	(d/a) 5.1
その他 (e)	1,227	(e/a) 20.6

(出所) 平成 22 年国勢調査より筆者作成

図表 4-9 は長久手市内に住む女性の就業地域を示したものである。まず、15 歳以上人口 (労働力状態) 21,419 人のうち 49.9%(b/a)にあたる 10,688 人が就業者であり、その就業者のうちおよそ 55.9%(c/b)は他市町に働きに出ている状況がわかる。また、具体的にその就業地の内訳を見ていくと、最も就業者が多いのは隣接する名古屋市で、その割合はおよそ 62.7%(d/c)に達している。さらに内訳の詳細を見ていくと、名古屋市の中でも長久手市に隣接する名東区が 62.7%のうちおよそ 19.2%を占めている一方で、中区・千種区・中村区・東区といった通勤に 1 時間程度の時間を要するいわゆるオフィス街にも合計で 29.1% (1,738 人) もの女性が就業していることがわかる。なお、一般的にパート・アル

32 年齢階級別の就業状況を示したデータが存在しないため、ここでは 15 歳以上人口 (労働力状態) のデータを活用している。

バイト等の非正規雇用（非常勤）労働者が1時間かけて就業するケースは少ないと思われるため、少なくとも名古屋市中心部（中区・千種区・中村区・東区）で就業する1,700人超の女性の就業形態は、正社員もしくは派遣・嘱託等の非正規常勤社員であろう。

ここまで長久手市における女性の就業状況を概観してきたが、同市の女性の就業状況についてまとめると、「就業割合は全国平均と大きな差はないが、課税対象となりうる女性の割合は25～29歳で最も高く、その後徐々に減少していく傾向にある。また就業している女性のうち1,700人超は名古屋市の中心街にまで働きに出ている」という状況であることがわかった。

次に、若年層の女性がどのような理由から離職しているのかを見ていくこととする。図表4-10は年齢階級別にその退職理由の割合を示している。

図表4-10 年齢階級別離職理由割合（全国）³³

(%)

区分	個人的理由	その他の個人的理由			
		結婚	出産・育児	介護・看護	その他の個人的理由
女	77.6	3.0	3.2	1.8	69.6
19歳以下	90.5	0.1	0.4	0.0	90.0
20～24歳	88.6	1.6	1.2	0.8	84.9
25～29歳	82.9	9.8	8.2	0.4	64.5
30～34歳	83.6	5.5	7.6	1.3	69.1
35～39歳	77.4	4.3	6.6	1.3	65.2
40～44歳	77.2	2.7	2.7	1.7	70.1
45～49歳	75.7	0.5	0.1	3.9	71.3
50～54歳	75.3	0.3	-	7.5	67.5
55～59歳	75.5	-	-	3.1	72.4

（出所）平成27年雇用動向調査より筆者作成

図表4-2に示されていた、女性の就業率が急激に減少する25歳～39歳にかけての女性の離職理由を見ていくと「結婚」、「出産・育児」による離職が多いことが見て取れることから、女性の就業環境改善には「結婚」、「出産・育児」による離職を予防することが重要

33 パートを含む全国の常用労働者を対象とした離職者調査のうち「個人的理由」のみ抜粋。一見、結婚や出産・育児を理由とした離職は少ないようにも見えるが、「その他の個人的理由」には、出産し一旦は復職したものの、実際には職場の子育て環境が整備されていないことによる離職や、結婚の一定期間後に夫の転勤等で離職するといった、結婚・出産・育児を遠因とした「隠れ離職」が相当数含まれると考えられる。

であるといえる。

そこで、長久手市における女性の就業環境改善に対する具体的な施策について、短期的な観点と長期的な観点で検証していくこととする。なお、その方向性であるが職場の子育て支援制度等に対して地方自治体が強力な権限をもってアプローチを行うことは現実的に困難であり、また同様に、事業者に対し正社員の雇用を促進するというのも、景気の影響等地方自治体でカバーできない要因を含んでいるため、その様な点からも事業者に対し中小規模の地方自治体がアプローチできる施策は少ないと考えられる。

以上の点から、地方自治体が採りうる5年程度を目処として実施可能とされる短期的な施策の方向性としてはフルタイムで働いている女性を出来るだけフルタイムにとどめておけるよう、子育てで発生する様々なトラブルを自治体として除去できる体制を構築することであると考えられる。また、図表4-9のとおり長久手市においてフルタイムで就業している女性の中には、1時間以上の時間をかけて通勤している者が少なからずいることから、そのような就業状況の女性でも安心して子育てができる環境づくりが必要であるといえる。

では、仕事をもつ女性は子育てにおいてどのような困難を抱えているのか、一般的な例を見ていくこととする。

図表 4-11 正社員を続けたかったが辞めた理由³⁴

理由	割合
勤務時間があいそうにもなかった（あわなかった）	65.4%
職場に両立を支援する雰囲気が無かった	49.5%
自分の体力がもたなそうだった（もたなかった）	45.7%
育児休業を取れそうになかった（取れなかった）	25.0%
子供の病気等で度々休まざるを得なかった	22.9%

（出所）平成20年厚生労働省「両立支援に係る諸問題に関する総合的調査研究」アンケート調査

図表4-11をみると、圧倒的に「勤務時間」に関する困難が多いことがわかる。そこで長久手市内の保育園を例にとりその開園時間を見てみると、開園時間は午前7時もしくは

34 正社員として働いていた女性のうち、アンケートで「仕事を続けたかったが、仕事と育児の両立の難しさにやめた」と回答した人に聞いた具体的な理由の上位5つを抜粋。

7時30分からとなっており、一方の閉園時間は早い園で午後6時、遅い園でも午後7時となっている。しかし、図表4-9でもみたとおり長久手市に居住し、フルタイムで就業している女性の中には1時間以上の時間をかけて名古屋市内へ通勤している者が少なからずいることから、仮に子育て中の女性が名古屋市内に勤務している場合、一般的な勤務終了時刻である18時ちょうどに会社を出たとしても、長久手市内の保育園に午後7時までに到着することは困難であると考えられる。そのため、名古屋市内に勤務する女性の中には必然的に短時間勤務を選択せざるを得ない者や、図表4-11にあるとおり正社員を続けたかったが辞めざるを得ない者が生じてしまう可能性がある。このような課題に対して自治体を実施すべき施策としては、第1節でも紹介した保育所の更なる整備のほか既存の保育園等の更なる長時間保育、放課後児童クラブ・学童等の充実等が挙げられる。ただし、清水口・野口（2004）が指摘するように「保育サービスに対する親の負担の上昇がフォーマルな保育サービスの需要を抑制し、従って、女性の就業確率に対してマイナスの影響がある」面については、十分な配慮が必要である。

続いて、図表4-11に出てくる他の原因を見てみると「職場に両立を支援する雰囲気が無かった」「自分の体力がもたなそうだった（もたなかった）」「育児休業を取れそうになかった（取れなかった）」との回答が続いているが、いずれも個人もしくは企業側に起因する問題であることから、ここでは「子供の病気等で度々休まざるを得なかった」という課題に着目して、自治体を実施すべき対応策を検討することとする。まず、この課題に対して現状で子供を持つ親がどのように対応しているのか表わしたものが図表4-12である。

図表4-12 子供の病気時の対応別日数／年間³⁵

	男性（日）	女性（日）
自分が仕事を休んだ	3.16	9.05
配偶者・パートナーが仕事を休んだ	8.91	3.60
病児・病後時保育を利用した	5.17	6.18
ベビーシッター・ファミリーサポートセンターを利用した	12.00	13.72
子の祖父母等親族に預けた	11.09	10.64
知人・友人に預けた	3.62	2.74

（出所）平成20年厚生労働省「両立支援に係る諸問題に関する総合的調査研究」アンケート調査

35 ファミリーサポートセンターとは、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うもののこと。

まず図表 4-12 をみてみると、男女で回答が分かれたものとして「自分が仕事を休んだ」「配偶者・パートナーが仕事を休んだ」との回答が挙げられ、子供を夫婦以外の第三者に看てもらい体制がない場合、多くのケースで夫婦のいずれかが仕事を休んで対応している現状が見て取れる。また、その対応日数としては男性に比べ女性の方が圧倒的に多く、この結果が図表 4-11 にもある「子供の病気等で度々休まざるを得なかった」を引き起こしているとも考えられる。一方で、図表 4-12 の回答で男女差が少なく、かつ対応日数が多いものとしては「病児・病後保育を利用した」、「ベビーシッター・ファミリーサポートセンターを利用した」、「子の祖父母に預けた」があり、第三者のサポートを受けることにより一方的に女性に負担を強いる状況は回避することが可能であることがわかる。

次に、図表 4-12 で示された対応方法について、どの程度の割合の親がその方法を選択しているかを見ていくこととする。

図表 4-13 子供の病気時の対応

	男性 (%)	女性 (%)
自分が仕事を休んだ	40.7	67.9
配偶者・パートナーが仕事を休んだ	24.6	21.7
病児・病後時保育を利用した	2.8	4.3
ベビーシッター・ファミリーサポートセンターを利用した	1.8	2.1
子の祖父母等親族に預けた	20.6	40.7
知人・友人に預けた	1.3	2.3

(出所) 平成 20 年厚生労働省「両立支援に係る諸問題に関する総合的調査研究」アンケート調査

図表 4-13 を見ると、やはり本人もしくは配偶者やパートナーが仕事を休んで子供の面倒をみたとの項目においては、その負担が女性に偏っているケースが多いことが見て取れる。また、第三者に子供を預けるケースについては、その多くが「子の祖父母等親族に預けた」という選択肢しか選んでおらず、図表 4-12 で多くの日数活用されている「ベビーシッター・ファミリーサポートセンター」を利用した層はおよそ 2%と、いまだ制度が普及していないことも読み取れる。

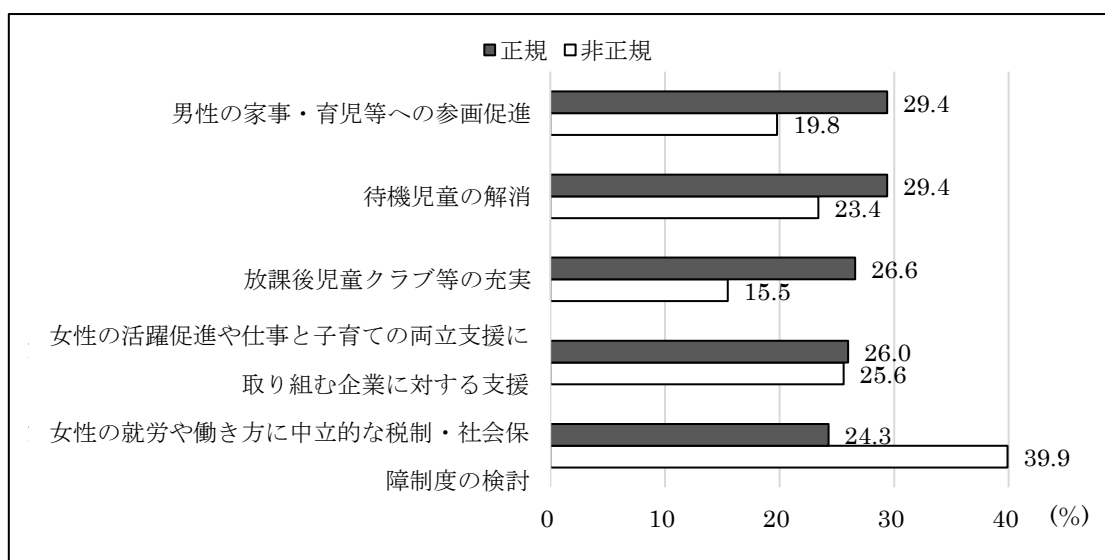
以上の点から図表 4-11 の「子供の病気等で度々休まざるを得なかった」という課題に

対して、より女性の負担軽減を図るために自治体を実施すべき施策としては、実施中のファミリーサポートセンターの更なる拡充や周知のほか、ベビーシッターの活用に対する補助等が有効であると考えられる。

次に長久手市で実施可能な安心して子育てができる環境づくりのうち、5年を越える長期的な施策の方向性について検証していくこととする。なお長期的な施策を検証する場合、どうしても住民の転出入に伴い確実な効果の波及は担保できないものの、「子育てしやすい街」として広く長久手市の名前が周知されることは、第3節で紹介するシティプロモーションの1つとしても有効であると考えられる。

まず、図表4-14は、株式会社三菱総合研究所が2013年に実施した「女性の働き方に関するアンケート（20歳～59歳の全国の働く女性が回答／有効回答2,061件）」のうち雇用形態別「仕事をしていく上で特に重要だと思う“女性の活躍”のための施策・取組」の上位5項目を抜粋したものである。

図表4-14 仕事をしていく上で特に重要だと思う“女性の活躍”のための施策・取組



(出所) 三菱総合研究所(2013)「女性の働き方に関するアンケート」から筆者作成

図4-14を見ると、正規社員として就業している女性が仕事をしていく上で重要と考えている取り組みとしては、「待機児童の解消」と並んで「男性の家事・育児への参画促

進」が1位となっており、これは男性が長時間労働などで家事・育児等の時間が確保しづらいことがその要因の一つとして考えられる。なお、男性の長時間労働を引き起こす原因としては、内閣府が平成25年に実施した「ワーク・ライフ・バランスに関する意識調査」において、「長時間労働や有休取得状況は、それらを上司がどう評価すると感じるかに影響される」、「短時間で質の高い仕事を評価など社員が効果的と考える残業削減の取組は、実施されていないことが多い」ことなどが指摘されているが、いずれも社内における雰囲気が社員の長時間労働につながっている実態が読み取れる。

このような課題に対して自治体が実施すべき施策としては、「父親向けの子育て講座」などが挙げられる。自治体によるこういった取り組みは、ここ数年でようやく実績を伸ばしてきたものの、なかなか直接的な効果が得にくいという点と、短期間で効果が期待できるものでないという点から、これまであまり重要視されてこなかった。しかしながら子育て世代のこういった取り組みへの参加は、長時間労働に対する意識改革の第一歩となると考えられ、十数年後に現在の子育て世代が管理職となった際には、職場での長時間労働の是正に一定の効果があると期待できる。

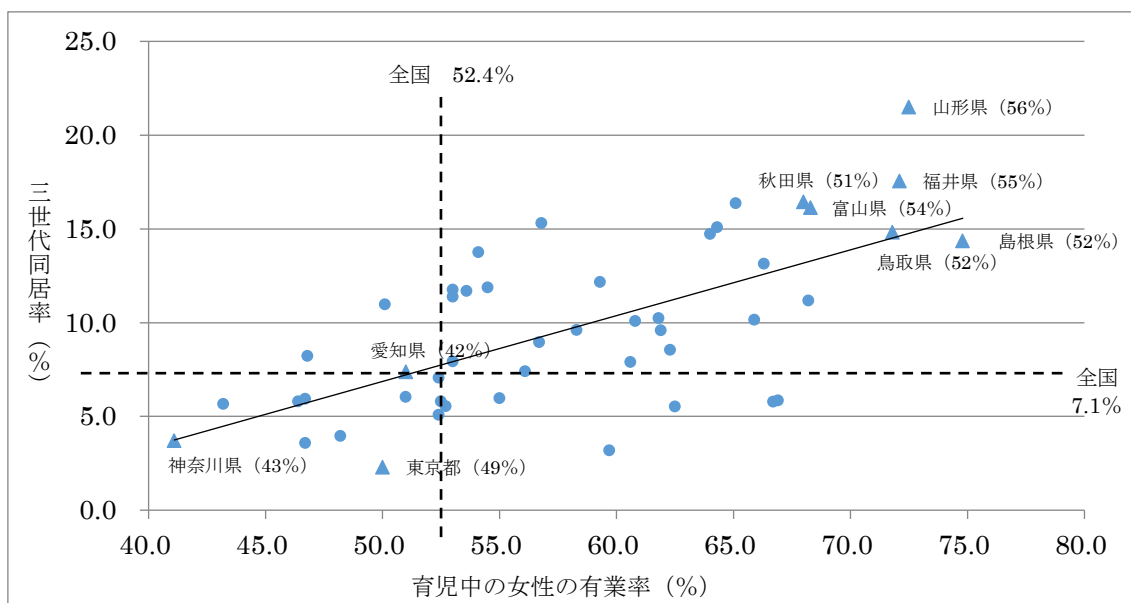
なお、長久手市に限った話ではないが、柴田（2016）は労働生産性の成長率向上に関して、OECD28カ国の1980年～2009年までのパネルデータを用いて「保育サービス支出」や「労働時間」などを説明変数とした推定を行っており、その中で「保育サービスは、親たちのワークライフバランスを改善させたり、親たちの労働を効率化させたりすることで、親たちの労働生産性を高め、社会全体の労働生産性を高める」、「労働時間が減ると労働生産性がより成長する」といった指摘している。このことから、労働時間短縮への意識改革は、ミクロ的には男性の家事・育児への参加を促し、マクロ的には労働生産性の向上につながることを期待できるといえよう。

こうした意識改革と併せて、長期的な施策としては三世代同居が挙げられる。清水口・野口（2004）は、保育所等への支出負担などが母親の労働供給に与える影響の分析結果として、「保育所及び保育サービス全般について、母親あるいは父親の親と同居している女性の就労確率が高い。これはインフォーマルな親族の存在が保育サービスへの負担を引き下げ、したがって女性の労働供給を促進させることを示している」と指摘している。

なお、実際の育児中女性の就業率と三世代同居率について、県別データをまとめたものが図表4-15であるが、三世代同居率の高い県（山形県、福井県 等）においては、育児をしている女性の就業率も高いという正の相関が確認できる。これは、図表4-12にもあ

るとおり、子供が病気の際に同居の親に子供の看病を依頼できる状況にあることがその要因であろう。

図表 4-15 25～44 歳の育児をしている女性の都道府県別有業率および三世代同居率³⁶



(出所) 就業構造基本調査 (平成 24 年) 及び国勢調査 (平成 22 年) より筆者作成

なお、三世代同居や近居を促進する自治体の施策としては、例えば愛知県小牧市が平成 28 年度から実施している、市内で新たに三世代同居もしくは近居を始める子育て世帯を対象に、住宅の新築、購入またはリフォームなどを行った経費に対し、最大で 60 万円を補助する「三世代同居住宅支援補助金」制度などが挙げられる。ただし、三世代同居が成立するプロセスとしては、一般的には両親と同居していた子が結婚し引き続き両親と同居し出産を迎えるケースと、大学進学や就職、転勤等で親元から離れていた子が結婚・出産・介護等を機に親元へ帰るケース等が考えられ、自治体は個人に対して三世代同居を強制することができないため、いずれの場合であっても子にとって「長久手で住み続けたい」という愛着やメリットが認知されなければ、たとえ補助金があったとしても三世代同居率の向上は望めないだろう。そこで、現在長久手市に住んでいる若い住民が進学や就職後も「長久手で住み続けたい」と考え、かつ長久手市に住み続けるメリットを認知できるよ

36 都県名の後ろの () 内は、15 歳以上被雇用者に占める正社員の割合

う、上記補助金施策等と合わせてシティプロモーションを長期間かけて実施していくことが重要と考えられる。このシティプロモーションの具体的な手法等については、次節で紹介することとする。

3 シティプロモーションによる定住促進施策

長久手市において、税収の多くが給与所得者の納付する個人市民税額と固定資産税によるものであることは先述のとおりであるが、本節ではそれらの主たる課税対象である生産年齢人口の流入や地域内における長期の定住を目的としたシティプロモーションの可能性について検証する。

これまで人口流入や定住化の促進に向けて地方自治体が行ってきた施策の多くは、税の減免や個人・企業に向けた財政支出の増加等、個人や企業の居住地・立地の選択に関わる金銭的インセンティブに訴えるものであり、産業要地の開発・整備や立地企業への固定資産税の減免、子供の医療費無料化などが例として挙げられる。

こうした直接的な財政措置を伴う施策は、特定の自治体のみが行った場合には、当初の財政負担を賄う以上の人口増加をもたらし、中長期的には財政支出の改善と地域経済の活性化をもたらす可能性がある。しかし、同時にこのような財政措置による施策の展開は、当初の歳出増に耐える体力を持った自治体であれば、どのような自治体にとっても実施可能な施策であり、多くの自治体が模倣する可能性がある。

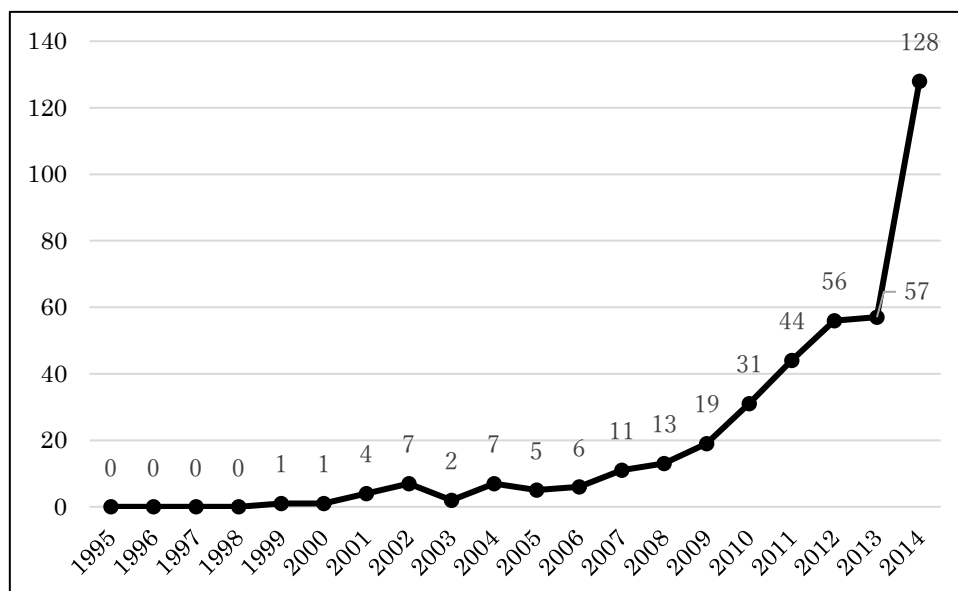
そのため、多くの自治体によって実施された場合、企業や個人はどの自治体に立地・居住しても同様に施策の恩恵が得られるため、あえて既存の立地自治体から移転するインセンティブを失うことになる。

その結果、中井・齊藤・堀場・戸谷（2010）が指摘するように直接的な財政支出を伴う企業・個人の誘致施策は、大きな成果を収めることなく、地方自治体の財政支出の悪化のみが残るといって「悪しき自治体間競争」に帰結してしまう可能性が高い。

このような事態を回避するための方策の1つとして「シティプロモーション」という手法が近年注目されている。これは、各自治体が自分たちの街の特色（自然、文化、産業等）を分析し、その魅力を高め内外にPRすることにより新たに住民や企業を呼び込んだり、既に市内に住んでいる住民や企業をできるだけ長く定住させる手法であり、各市町村によって立地や歴史的背景、地域資源が異なることから他の自治体との差別化を図ることが可能であると考えられている。図表4-16は1995年から2014年にいたるまでの間、

朝日・産経・毎日・読売の新聞4紙に「シティプロモーション」という単語が登場した回数を集計したものであるが、特に人口減少が始まったとされる平成20年（2008年）前後を境に急激にその数を伸ばしている状況が読み取れる。

図表4-16 新聞主要4紙におけるシティプロモーション掲載回数の推移³⁷



（出所）牧瀬（2015）より抜粋

図表4-16よりシティプロモーションが近年非常に注目を集めていることは明らかとなったが、その一方で牧瀬（2015）が指摘するようにその手法を採用する自治体によっては「何を」「誰に」売り込むのかが不明確なままプロモーション活動を行っているケースが散見される。以上の点から、以下ではシティプロモーションとして自治体が行う取り組みにはどのようなものがあるのか列挙した上で、長久手市が採用すべき施策について検証していくこととする。なお、シティプロモーションと並んで人口減少の抑制や地域活性化を目指した手法として「地域ブランド」や「シティセールス」、「シビックプライド」といった様々な用語が使用されているが、現在のところ学術的に明確な区別はないため本稿では「シティプロモーション」という言葉に統一して使用することとする。

まず、シティプロモーションの取り組みについて、牧瀬（2015）はその類型として「①

37 2014年の数値は、1月から6月までの数値を元にした推計値

認知度を高める、②情報交流人口の拡大、③定住人口の拡大、④交流人口の増加、⑤既存住民の愛着心喚起、⑥企業誘致」を挙げており、それぞれの具体的な取り組み事例は図表4-17のとおりである。

図表 4-17 シティプロモーション 6 類型の具体的な取り組み例³⁸

目的	具体的な取り組み例や PR ポイント
① 認知度を高める	大都市圏のラッピング車両
② 情報交流人口の拡大	自治体による SNS やメールマガジン
③ 定住人口の拡大	待機児童対策、教育水準の向上、安心安全な街づくり、医療環境の充実
④ 交流人口の増加	観光事業の実施
⑤ 既存住民の愛着心喚起	「I amsterdam」や「LOVE」といった街なか立体ロゴ等の制作、広告、イベント、フード、ボランティアなど（その地域でしか体験ができないというイメージづくり。外部からの見た時の、その都市の魅力向上）
⑥ 企業誘致	交通利便性、労働力人口、就業環境の周知

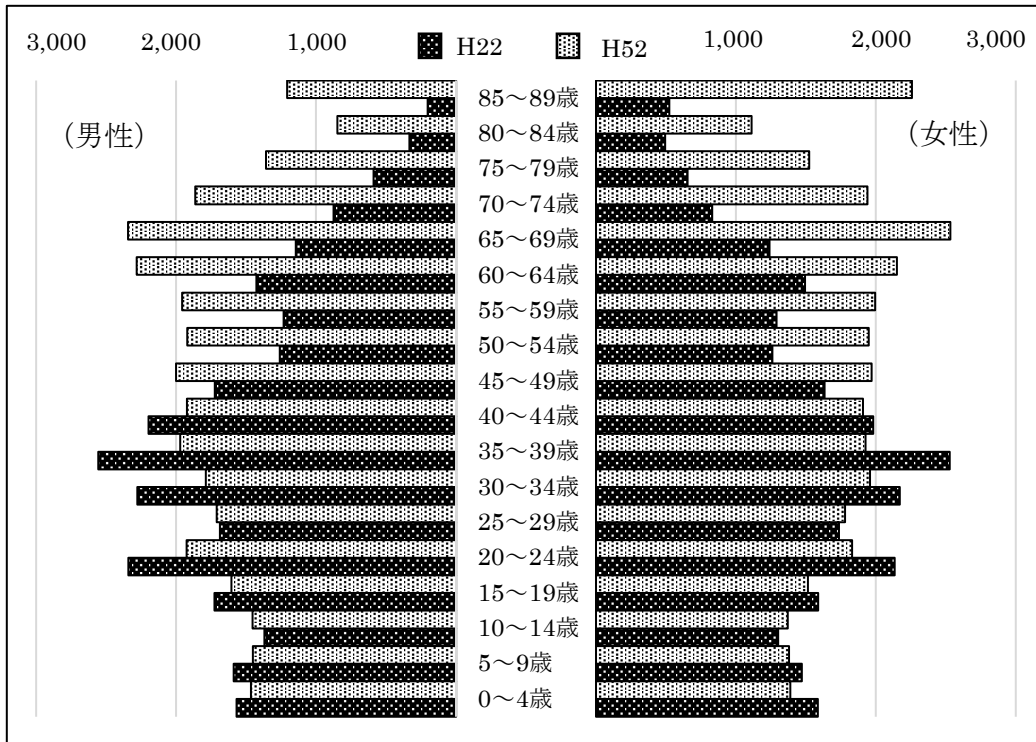
(出所) 筆者作成

次に、図表 4-17 で類型化された取り組みについて、長久手市が採用すべき目的を分析していくこととする。これは、牧瀬（2015）でも指摘しているように、目的が明確化していないままに定性的なアプローチでシティプロモーションを実施してしまうと、「あれも売ろう」「これも売ろう」と売るものが多くなりすぎてしまい、結局費用はかけたものの具体的な改善が図れない結果となってしまうからである。そこで、本稿では長久手市におけるシティプロモーションの最終目標を「長久手市の自治体財政の持続性の確保」とし、その達成に向けた手法について検証することとしたい。

まず、長久手市における人口構成の変化について概観することとする。図表 4-18 は社会保障・人口問題研究所が発表した平成 22 年人口と平成 52 年の推計人口を人口ピラミッドの形式で表したものである。

38 情報交流人口とは、国土交通省の定義によると「自地域外に居住する人に対して、何らかの情報提供サービスを行う等、情報交流を行っている登録者人口」のこと。

図表 4-18 長久手市人口ピラミッド



(出所) 社会保障・人口問題研究所将来人口推計より筆者作成

平成 22 年と 52 年を比較すると、生産年齢人口では働き盛りの 30 歳代の人口は男女計で 2,000 人弱減少している一方で、定年を控えた 50 代の人口は男女計で 2,700 人増加している。また、65 歳以上の高齢人口は 1 万人程度増加している。既に見てきたとおり長久手市における市税収入のうちおよそ 35%は給与所得者が納付する個人市民税額が占めていることから、生産年齢人口における 50 代人口の増加は一定規模の個人市民税額の増額を示すものではあるが、その一方で第 3 章でも見たとおり急激な高齢者の増加により、扶助費をはじめとする経常的経費が財政を圧迫する状況も見て取ることができる。

以上の点から、長久手市における財政の持続可能性の確保には将来の扶助費をはじめとする経常的経費の増大に備え、給与所得者の定住と移住による市税収入の確保が欠かせないと判断できるため、同市が採用すべきシティプロモーションの目的は、図表 4-17 にお

ける「③定住人口の拡大」および「⑤既存住民の愛着心喚起」が有効であると考えられる。

では「定住人口の拡大」および「既存住民の愛着心喚起」を実現するためのシティプロモーションの「対象」や「内容」、「手法」とはどのようなものであろうか。

まず長久手市における人口移動の状況を見てみると、既に平成 27 年の国勢調査（速報）において、平成 22 年から平成 27 年の間の人口増加率が 10.7%と全国トップクラスの状態となっている。これは、長久手市が大都市名古屋とトヨタ自動車が本社を構える豊田市といった豊富な就業地域に隣接し、比較的交通便利性がよいこと、および昭和 47 年から市内各地で順次進められた土地区画整理事業が現在においても引き続き実施されていることで良好な住宅地が供給されていることがその大きな要因であろう。しかし、施行中を含め既に土地区画整理事業を実施した面積が長久手市における市街化区域の面積の約 8 割に達しているため、今後長期にわたって平成 27 年の国勢調査のような急激な人口増加は期待できないものと思われる。

そこで、今後長久手市が目指す「定住人口の拡大」の意味合いは、特定のコーホートのみが突出していないバランスの取れた人口構成（定常状態、釣鐘型）を維持することであり、そのために死亡者数や転出者数をカバーできる流入人口を確保し、いかに長く定住してもらうかがポイントとなってくる。それを達成し、できるだけ長い期間市税を納付してもらうことを考えれば、「子育て中、もしくは結婚したての世帯」をプロモーションの「対象」とすることが適切な選択といえよう。

次にプロモーションの「内容」について、子育てに適した居住環境を例にとって検証を行う。まず、子育て世帯の居住環境に関するアンケートを実施した高橋・成田（2009）を参考にその内容を見ていくこととする。この研究では、妊娠または出産を機に新たに住宅を取得した首都圏在住の母親を対象にアンケートを実施しており、住居環境に関する要素のうち、「住宅の購入前に重視したもの」「購入時に実際に選択したもの」「購入後満足しているもの、していないもの」を調査している。このアンケート結果の中で、特に子育て世帯が住宅の購入に際し重要視している項目を示したものが図表 4-19 である。

当該アンケートは首都圏在住の母親に対して行ったものであるため、アンケートに回答した母親たちが重要視した回答項目はやはり子どもの日常生活に直結した項目に集中しており、子育て世帯が「子どもを安心して育てることのできる環境」を希望していることが明らかとなっている。

図表 4-19 子育て世帯が住宅購入に際し重要視した居住環境要素

要素群	要素
緑・街並み	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの遊び場になるような規模の小さな街区公園などが住宅の周囲にあること ・日常生活圏が喧騒としていないこと
商業利便性	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の周囲に、日用品を購入できるスーパーや飲食店があること ・駅やバス停が徒歩圏内にあること
保育・教育・医療	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校・中学校が住宅の周囲にあり、通学しやすいこと ・託児所、保育所、幼稚園などの施設が徒歩圏内にあること
安心・安全	<ul style="list-style-type: none"> ・人通りの多い繁華街などがなく、地域の風紀がよいため、防犯上の不安がないこと ・前面道路の交通量が少ないこと

(出所) 高橋・成田 (2009) より筆者作成

また、高橋・成田・落合 (2010) によると、子育て世帯が住宅購入の段階では意識していないものの、居住後の満足度に与える影響が大きい項目があることも指摘しており、そのような項目の例を挙げると図表 4-20 のようになる。これらの項目は、子育て世帯の流入に与える影響は小さいものの、子育て世帯の定住に直結する事項であることから、居住環境を充実させる上で効果の大きい項目であるといえる。

図表 4-20 子育て世帯の居住環境充実に効果的な項目

内 容	具体例
住宅周囲の街並みに関する情報提供	居住地域で建築の許される建物の種類
健康に影響を及ぼす環境要素の情報提供	騒音、排気ガス、土壌汚染、土地の来歴
交通安全性に関するデータの提供	事故多発地帯、通学路の歩道整備
子供を見守るコミュニティの充実	集会室を活用したキッズスペース

(出所) 高橋・成田・落合 (2010) より筆者作成

以上の点から、長久手市が行うシティプロモーションの「内容」として PR すべき項目

を長久手市のホームページ等を参考に列挙してものが図表 4-21 である。

図表 4-21 長久手市における居住環境要素別地域資源

要素群	要素
緑・街並み	・モリコロパーク、東部丘陵 ・地区計画
商業利便性	・グリーンロード沿線、市が洞地区周辺の商業エリア ・リニモ、名鉄バス、N-バス
保育・教育・医療	・新設の公立学校（市が洞小学校、北中学校） ・保育園 11 園、家庭保育室 2 園、事業所内保育所 1 園、小規模保育事業 1 園 ・愛知医大病院
安心・安全	・犯罪発生件数の減少

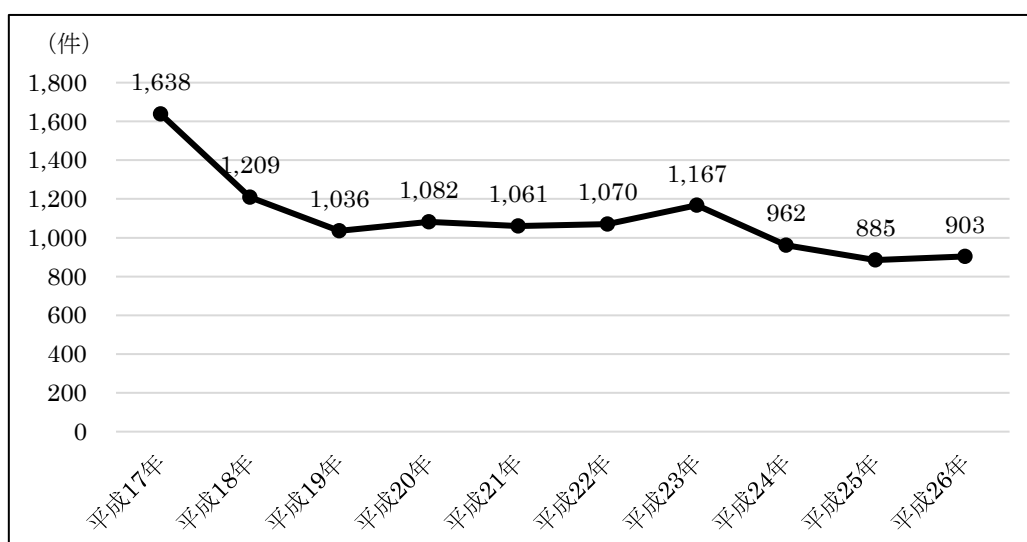
(出所) 筆者作成

まず「緑・街並み」としては、平成 17 年に開催された愛・地球博開催後に改めて都市公園として整備されたモリコロパークの影響により、長久手市はここ数年来、東洋経済新報社が発行する「都市データパック」の『住みよさランキング』で快適度全国 1 位となっていることから、モリコロパークやその周辺の長久手東部地区に広がる東部丘陵を挙げている³⁹。ほかにも長久手市が定めている地区計画について、万博開催後に開発が進んだ長湫南部地区を例に見てみると、幹線道路周辺に店舗の立地を集中させ住居地域と商業地域を分けていることから、騒音や排気ガスに関して居住後の満足度を満たす仕組みになっており、このことも地域資源の 1 つとして活用できよう。続いて「商業利便性」について、長久手市中心部を東西にはしるグリーンロード沿線にはすでに大型商業施設が立地しているが、加えて平成 28 年から 29 年にかけてイオンやイケアといった大規模小売店が立て続けにオープンすることから、居住者の生活利便性はさらに向上するものと考えられる。また、名古屋の中心部へ通じている名古屋市営地下鉄東山線の藤が丘駅と長久手市内の各地区を結ぶ名鉄バスの路線網も交通利便性の向上に欠かせない存在となっている。次に「保育・教育・医療」についてであるが、長久手市では平成 25 年から数年の間に新たに保育園が 4 園、公立小学校 1 校・公立中学校 1 校が開校している。これらは第 2 節でも指摘し

39 2016 年版では総合ランキングも全国 2 位。

たように、女性の就業環境改善には欠かせない施設となっているため、これらの情報はシ
 ティプロモーションにおいて大いに喧伝すべき地域資源になると思われる。最後に「安
 心・安全」の項目に関して、もともと長久手市内は愛知県内でも犯罪発生件数の多い地域
 ではあるものの、図表 4-22 にもあるとおり地域防犯活動の活性化に伴い、ここ数年はそ
 の発生件数が減少してきている。このような実績は地域コミュニティの醸成にもつながっ
 ていくものと考えられ、他地域からの転入者にとっても安心して生活するための一助にな
 ると期待できる。

図表 4-22 長久手市における刑法犯発生状況



(出所) ながくての統計

最後にここまで見てきた地域資源に関して、いかに PR すべきかその「手法」を検討し
 たい。牧瀬 (2016) では、その一例として住民基本台帳を参考に転入者の転入元の自治体
 を把握し、転入元自治体に居住する住民が読むタウン誌や利用する駅に、図表 4-21 で示
 した内容を紹介する広告やポスター等を掲出することを提案している。そのほかにも、東
 海地方で販売されている 20 代から 40 代の女性を対象とした雑誌等への広告掲載や、不
 動産店と連携し長久手市を PR する冊子を店舗に設置してもらうことなども有効である
 と考えられるが、いずれにしてもターゲット層となる女性に如何に認知してもらえるかが、シ

ティプロモーションの鍵となってくる。

また、これらのプロモーション活動により長久手市の認知度が高まっていくことは、従前からの長久手市住民にとってもその「地元愛」を再認識させるきっかけになるだろう。

おわりに

本稿では、まず第 1 章において自治体の経常的経費の決定要因について考察した。具体的には、地方自治体における歳出決定が地域住民の公共サービスに対する需要を反映して行われるとの認識の下、その代表的なモデルである「中位投票者仮説」を採用し、中位投票者の特徴づけとして従来の「中位所得者」ではなく「中位年齢者」がより適切であるとの認識のもと、平成 22 年の国勢調査において人口 5 万人以上 10 万人未満であった 272 都市のクロスセクションデータを用いて経常的経費の決定式を導出した結果、決定式の各説明変数の係数推定値はいずれも 5%以上の有意水準で有意となっており、かつその符号や値はほぼ理論的予想と合致する結果となった。

続く第 2 章では、地方自治体の歳入について、「国勢調査」やそれに基づく将来人口推計の結果を用いて算出した年齢階級別男女別の雇用者数に対して「賃金構造基本統計調査」から得られる年齢階級別男女別の給与所得水準を適用することで、立地条件や高齢化の度合いが異なる 4 つの中小都市を抽出し給与所得者が納付する個人市民税額の将来推計を行った。推計の結果、すでに人口減少が始まっている都市については減少の一途をたどっている一方、平成 22 年の国勢調査において平均年齢が最も若かった長久手市では平成 38 年まで納税額の増加が見込めるなど、自治体により将来推計結果に大きな違いがみられた。これは長久手市を除く 3 都市において、高齢化に伴う賃金ベースの上昇よりも団塊ジュニア世代が定年退職を迎えることによる賃金低下や労働市場からの退出の影響が大きいことによるもので、各自治体の人口構成の違いが今後の税収に大きく影響を与えるとの結果を得た。

第 3 章では、中小都市の市税収入に占める「給与所得者が納付する個人市民税の割合」が年度間で安定していることを指摘した上で、第 2 章の結果を踏まえた市税収入の将来推計方法を示し、併せて第 1 章で導出した経常的経費の決定式に将来推計人口から得られる将来の中位年齢等を代入することで、第 2 章で抽出した 4 都市の市税収入及び経常的経費の将来推計を行い、さらに住民一人当たりの基準財政需要額と基準財政収入額を求める推計式を導出し、その差によって算出される普通交付税額の将来推計を行った。推計結果としては、都市類型や高齢化率の異なる 4 都市のいずれもが平成 52 年には経常収支比率が 100%程度となるものの、その上昇幅は平均年齢が最も若い長久手市が 15 ポイント上昇する一方で、既に高齢化が進行した蒲郡市においては 8%程度にとどまるなど、経常収支比率の上昇の様子は一定ではないことも判明した。

最後の第 4 章では、中小都市の財政の持続性を目的とし、納税者のボリューム層である正規就業者の確保を図る自治体施策のあり方について検証した。具体的には、愛知県長久手市を例に取り既婚女性の就業環境が改善し典型的な就業状況である M 字カーブが台形となった場合、どの程度市税収入の改善に効果をもたらすのか推計を行った。推計の結果、女性の就業環境改善により同市における普通交付税の交付を 10 年程度遅らせることができること、また追加的に得られる市税収入により就業改善策の一つである保育園の整備が十分に実施可能であることが判明し、女性の就業環境改善が中小都市における財政の持続性を確保する有効な手段として期待できることが分かった。また、女性の就業環境改善のために自治体を実施すべき方策としては、短期的には「ファミリーサポートセンター」の拡充や民間のベビーシッターをより活用しやすくする補助制度の導入等を、長期的には男性の長時間労働の削減等を目指した「父親向けの子育て教室」の継続や「三世代同居」の促進を実施すべきとして提言を行った。併せて、定住促進の手法として人口減少が始まった平成 20 年前後から注目を集める「シティプロモーション」についても、長久手市で実施する場合には、名古屋の近郊都市で交通至便でありながらも街に緑があふれ、犯罪発生件数も減少している点などを積極的に PR すべきとして提言を行った。

本稿では、高齢化の進行による地方自治体の財政の逼迫の様子やそれに対応する自治体施策の具体例として、女性の就業環境改善による市税収入増の可能性についてその有効性やそれを実現するための具体的な施策について言及している。一方で、高齢化が進行する中でも「体が動く間は仕事をしたい」と希望する高齢者が増えていることも事実である。それに伴い高年齢者雇用安定法の改正により、定年を迎えたサラリーマンは年金受給までの間、嘱託のような形でこれまで勤めてきた会社に引き続き勤務できるようにもなった。しかし、雇用形態の変化による給与の減額等を理由とする本人の仕事に対するモチベーションが低下するなど、まだまだ十分に制度が整っているとはいえない状況でもある。

社会全体で少子高齢化社会を克服していくために、こういった高齢者の活用の検討も今後さらに重要性を増してくることを考慮し、そのような領域の研究についても今後の研究対象としたい。

参考文献

- 伊藤薫（2011）「人口減少と地域間人口移動」、吉田良生、廣嶋清志編、『人口減少時代の地域政策』、原書房、P55－80
- 呉善充（2007）「国税・地方税収の将来推計－税収弾性値の検証－」、『千里山経済学』、第40巻2号、P1－14
- 鎌倉市役所鎌倉草創塾（2014）『財政シミュレーションから見た鎌倉市の将来ビジョンの考察（財政シミュレーション編）』、<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/seisaku-souzou/documents/h26-syouraivision-report.pdf>
- 柴田悠（2016）『子育て支援が日本を救う』、勁草書房
- 清水谷諭・野口晴子（2004）「長時間介護はなぜ解消しないのか？：要介護者世帯への介護サービス利用調査による検証」、『介護・保育サービス市場の経済分析』、東洋経済新報社、P163～216
- 高橋正史・成田佳奈子（2009）「子育て世帯の居住環境に関するアンケート調査結果について」、『国土交通研究所』、33号、P106－113
- 高橋正史・成田佳奈子・落合裕史（2010）「子育てに適した居住環境に関する研究（報告）」、『国土交通研究所』、37号、P6－21
- 土居丈朗（2000）「地方財政の政治経済学」、『地方財政の政治経済学』、東洋経済新報社、P135～173
- 中井英雄（2007）『地方財政学－公民連携の限界責任－』、有斐閣
- 中井英雄・齋藤慎・堀場勇夫・戸谷裕之（2010）『新しい地方財政論』有斐閣アルマ
- 中川暁敬（2014）「少子高齢化の進展と自治体財政－長久手市財政の将来推計と健全財政持続に向けた政策－」、名古屋市立大学大学院経済学研究科修士学位論文
- －（2015）「高齢化の進行と地方自治体の経常的経費」、『生活経済学研究』、第43巻 P65～76
- －（2016a）「人口減少・高齢化時代における個人市民税収の将来推計－既婚女性の雇用環境改善による増収効果の可視化－」、（未発表）
- －（2016b）「中小都市における経常収支比率の将来推計」、（未発表）
- 長峯純一（1998）「公共財需要メカニズムとその供給サイドの影響」、「公共財、集散的選択、そして配分効率性（I）」、「公共支出論」、「公共財、集散的選択、そして配分効率

- 性（Ⅱ）」、「地方公共財配分の実証分析」、『公共選択と地方分権』勁草書房、P30～P93
- 橋本恭之・呉善充（2008）「税収の将来推計」、『RIETI ディスカッションペーパーシリーズ』、J-033
- 本田豊（1999）「少子高齢化が地方財政に与える長期効果に関する分析」、『立命館経済学』、第48巻第4号、P665-685
- 牧瀬稔（2015）「選ばれる自治体で生き残れー効果の上がるシティプロモーションー第1回」、『議員NAVI』、vol45、P40-45
- ー（2016）「選ばれる自治体で生き残れー効果の上がるシティプロモーションー第3回」、『議員NAVI』、vol47、P38-42
- 牧瀬稔・戸田市政策研究所（2010）『選ばれる自治体の条件ー政策開発の手法と実践Ⅱー』、東京法令出版
- 宮川栄一・豊田奈穂（2009）「横須賀市の人口はなぜ減少しているのかー原因研究からの一歩ー」、牧瀬稔、中西規之編『人口減少時代における地域政策のヒント』、東京法令出版、P33-44
- 三宅雅昭（2007）「名古屋市における人口構造の変化と財政支出」、名古屋市立大学大学院経済学研究科修士学位論文
- 宮本みち子（2011）「現役世代の光景」、『人口減少社会のライフスタイル』、放送大学教育振興会、P159-177
- 藻谷浩介（2007）「実録！ニッポンの地域力」、日本経済新聞出版社
- ー（2010）「デフレの正体」、角川書店
- 森田雄一（2009）「高齢化が住民税の課税ベースに与える影響について」、『国際地域経済研究』、第10号、P21-28

参考資料

厚生労働省『雇用動向調査』

厚生労働省『賃金構造基本統計調査』

厚生労働省『両立支援に係る諸問題に関する総合的調査研究』

社会保障・人口問題研究所『将来人口推計』

総務省『家計調査』

総務省『国勢調査』

総務省『市町村税課税状況等の調』

総務省『市町村別決算状況調』

総務省『就業構造基本調査』

総務省『地方選挙結果調』

総務省『労働力調査』

東洋経済新報社『都市データパック』

内閣府『ワーク・ライフ・バランスに関する意識調査』

長久手市『歳入歳出決算書』

長久手市『ながくての統計』

長久手市ホームページ <http://www.city.nagakute.lg.jp/index.html>

三菱総合研究所『女性の働き方に関するアンケート』